

2025年7月期入学生

オリエンテーション (校則)配布資料

1. 学生のみなさんへ
2. 東京都内区役所&市町村役所所在地一覧 <添付1>
3. 通学証明書発行申請書(都営地下鉄&都営バス) <添付2>
4. 一時帰国(みなし再入国)手続き方法について <添付3>
5. 出席率について <添付4>
6. ビザ更新について <添付5>
7. 資格外活動(アルバイト)について <添付6>
8. 表彰制度について <添付7>
9. 学生遵守事項 <添付8>
10. アパート契約時の学校保証について <添付9>
11. 預金通帳の作成&ゆうちょ銀行口座利用に関する
注意事項、学校の銀行口座への送金申込書 <添付10>
12. マイナンバー制度 <添付11>
13. 国民年金について <添付12>



日本語コース事務局
(2025.7.4)

学生のみなさんへ

I. 入学後、すぐに行うこと

1. 「パスポート」のコピー

- 事務局へパスポートを提出してください。コピーをとります。

2. 「学生名簿Ⅰ」「学生名簿Ⅱ」と「寮生名簿」（寮生のみ）の記入

3. 「在留カード」のコピー

- 新入生（新規入国者）の中で、留学ビザの学生とワーキングホリデーの学生は、中長期在留者として、入国した空港で在留カードが交付されます。（短期滞在ビザの学生には、在留カードは交付されません。）

- 入管法第23条に基づき、中長期在留者には、在留カードの携帯が義務付けられています。不携帯が発覚した場合は、刑事罰の対象となりますので、注意して下さい。

- 在留カード取得後（入国後）、2週間以内に、住居地の区（市）役所へ行き、住居地の届け出を行ってください。＜添付1参照＞

在留カードの裏面に住居地が記載されます。

★手続き場所：戸籍住民課住民記録係（必要なもの：在留カード）

★住居地の届け出を済ませると、日本人同様、住民基本台帳に登録され、個人番号（マイナンバー）が付番され、後日通知カードが簡易書留により郵送されます。

通知カードが届く前に個人番号を必要とする場合は、個人番号が記載された住民票の写し（1通300円）で確認できます。＜マイナンバー制度：添付11参照＞

4. 銀行＆郵便局の「預金通帳」の作成＜添付10参照＞

- 銀行→原則は、入国後6ヵ月経過しないと口座開設ができませんが、銀行や支店により、その取扱い方が違います。居住地（最寄り）の銀行に確認してください。

●ゆうちょ銀行（郵便局）

→在留カード取得後、住居地の届け出が完了すれば、口座開設ができます。

★来日時、持参した現金は、口座開設後、すぐに郵便局へ預けてください。

★口座開設まで、多額の現金は学校で預かります。また、盗難予防として、多額の現金を持ち歩いたり、部屋に置いたままにしたりしないこと。

＜預金通帳を作成するために必要なもの＞

① 在留カード ②印鑑（ない場合はサインでも可。） ③旅券（ローマ字氏名届け出が必要）

5. 「定期券」の購入

- 居住地の最寄り駅から学校までの定期券を購入してください。

- 定期券→1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月の3種類。期間が長いほど割引率は高いです。

《定期券購入の際の注意事項》※＜添付2＞参照

- 一般の日本語学校の学生は、通学定期（学割）を購入することはできず、通勤定期となります。尚、MCAの留学ビザの学生は、都営交通（地下鉄やバス）に限り、通学定期（学割定期）が購入できます。短期生（短期滞在やワーホリビザの学生）は購入できません。

《都営地下鉄》 ①新宿線②三田線 ③大江戸線 ④浅草線	《都営バス》 全ての路線	《営団地下鉄》 銀座線／東西線 千代田線／丸の内線 副都心線など	《JR》 山手線 中央・総武線 埼京線など	《私鉄》 西武線 小田急線 京王線等
通学定期OK			すべて通勤定期となります。	

6. 「国民健康保険」の加入について

(1) 国民健康保険制度

国が行っている医療制度として、国民健康保険があります。運営・管理は、居住地の区（市）役所が行っており、役所により、保険料や取扱い方法などが異なります。留学中の病気やけがの治療に備え、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。

●加入場所：居住地の区（市）役所（医療保険年金課国保資格係）

必要書類：在留カード。住居地の届け出を済ませてから加入申請ができます。

①医療費の自己負担率は、**30%**です。日本の医療費は高く、国民健康保険に加入していない場合は、**100%**自己負担となり、支払がとても困難になります。

②減額手続き終了後の年間保険料は、東京23区の場合**19,236円**（40才以上は**24,216円**）＜2025年度＞です。国民健康保険加入手続きの際、必ず減額申請を行ってください。

●減額申請は**毎年度**（年度とは、4月から翌年3月までを指します）必要となります。

●1月期入学者が減額申請をする場合、本年度と翌年度の2年度分の減額申請が同時にできる区（市）役所もありますので、窓口で確認してください。

《基本的な2種の減額申請方法》⇒区（市）により、減額申請方法が異なります。

イ. 加入時、窓口で保険料の減額を申し込み、後日『保険料に関する申告書＝減額申請書』が自宅に郵送されてきます。到着後、必要事項を記入し、区（市）役所に返送すると手続きが完了します。

ロ. 加入時の簡易申告手続きにより、当日、減額申請が完了します。

注）前年中（1月～12月まで）のアルバイト収入が98万円を超えた場合は、今年度の国民健康保険料は減額になりません。

(2) 国民健康保険料の支払い方法

① 国民健康保険料の計算は、入国日または住居地の届け出日が起算日となりますが、その取扱いは区によって異なります。

（住居地の届け出日が起算日の場合）2025年6月25日に来日して、

A. 2025年7月1日以降、住居地を届け出た場合⇒

2025年度分（2025年7月分～2026年3月分）＝**9か月分**を支払います。

B. 2025年6月30日までに住居地を届け出た場合⇒

2025年度分（2025年6月分～2026年3月分）＝**10か月分**を支払います。

② 数週間後、区役所の医療保険年金課から払込用紙が郵送されてきますので、期日までに支払って下さい。（分割払いが可能です。）

(3)国民健康保険資格確認書を取得後、事務局へ提出してください。コピーをとります。

(4) 資格喪失の手続きについて

① 他の市区町村へ引っ越す場合、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。

区役所に転出届を提出する時、同時に手続きをしてください。また、転居先の区役所に転入届を提出する時、新たに国民健康保険の加入手続きをして下さい。

② 初回交付時の国民健康保険資格確認書の有効期限は、**翌年7月31日**または在留期間の翌日となります。在留を延長する場合は、ビザ更新申請後、速やかに区役所へビザ更新申請中の在留カード、またはビザ更新終了後の在留カードを持参し、国民健康保険資格確認書の更新手続きをしてください。

③ 日本在留を終えて帰国する時は、まず戸籍住民課で『国外転出』の手続きをしてください。次に、医療保険年金課国保収納係で保険料の精算をしてください。払い過ぎた保険料は戻ってきます。

<国民健康保険証の取り扱い変更について> 2025.1.8

2024年12月2日以降、国民健康保険証がマイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」を基本とする仕組みに変わり、紙の国民健康保険証の新規発行が停止されました。

① そして、国民健康保険証の代わりに「**国民健康保険資格確認書**」

(以下、資格確認書と表記)が交付されることになりました。

② 従って、留学ビザ等在留カードの交付を受ける中長期在留者は、

区役所で住民登録(住所登録)後、国民健康保険加入手続きを行

ってください。この手続きを済ませると、区役所(国民健康保険

課)から、本人の住所宛に「資格確認書」が郵便で送られてきま

す。この「資格確認書」は、当面国民健康保険証やマイナ保険証に

代替するもので、この「資格確認書」があれば、医療機関での受

診が可能となります。

③ 留学生が「マイナ保険証」の発行を希望する場合は、まず「**マイナ**

ンバーカード」の申請を行ってください。現在、マイナンバーカー

ドの発行までは、申請から1か月半ほど時間を要します。そして、

マイナンバーカードの発行後、同カードを「マイナ保険証」として

利用するためには、マイナポータルアプリやセブン銀行 ATM を

通じて手続きが可能です。「マイナ保険証」の利用開始までは、

「資格確認書」を活用してください。

以上

Ⅱ. 在学中の手続きについて

1. 「現住所＆電話番号」の届け出

- 日本の現住所＆電話番号を学生名簿Ⅱに正しく記入（登録）してください。
- 住所および携帯電話番号を変更した場合は、必ず変更手続きを必ずしてください。
 - (1)事務局へ来て、学生名簿Ⅱの住所＆携帯電話番号を変更（登録）する。
 - (2) A. 同じ区（市）役所管轄内で、住所を変更した時
→変更日から14日以内に区役所へ行き、転居届を提出する。（在留カードを持参すること）
B. 別の区（市）役所管轄地へ、住所を変更する時（①②ともに、在留カードを持参すること）
→①旧住居地の区役所へ行き、転出届を提出する。
②変更日から14日以内に新住居地の区役所へ行き、転入届を提出する。
 - (3)預金通帳を開設した銀行（支店）へ連絡し、住所変更をする。
住所変更をしないと、外国送金到着案内書が自宅へ届かなくなります。

2. 「証明書」発行の申し込み

- 4階受付にある「証明書発行申請書」を記入し、申し込んでください。
 - a. 在学証明書 b. 出席証明書 c. 成績証明書
 - d. 修了見込証明書 e. 修了証明書
 - f. 学生証（再発行） g. 学費証明書（海外送金依頼書） h. 学費納入済証明書
 - i. 日本語能力証明書 j. 長期休暇証明書 k. その他
- 証明書は、受付1週間後に発行します。急ぎの場合でも、3日後になります。
- 日本語能力証明書を申請する場合、JLPT、EJU等の受験歴がある学生は、成績結果がわかる証明書の写しを添付してください。
- 証明書発行のキャンセルは、発行予定日の前日まで受け付けます。発行予定日以降のキャンセルはできません。発行済の証明書代を支払ってもらいます。
- 受け取った証明書を、他の用途（例、出願する学校を変更する）で使いたい場合、記載内容に変更等がなく、使用可能と判断できる証明書は、流用することが可能です。その場合は、絶対に開封せず事務局担当者へ提出してください。ただし、封筒を開封している場合は、流用することはできません。再度証明書の発行を申し込んでください。
- 証明書受取の際は、証明書代（1通330円～550円）が必要です。
- 長期休暇証明書を申請する際は、直近の取引が記帳された最新の預金通帳と給与明細書を持参してください。資格外（アルバイト）活動状況を確認します。

3. 「一時帰国」の申請手続き

- 一時帰国を希望する場合は、毎回、一時帰国申請書を記入し、担任の先生に提出してください。詳しい手続き方法は、＜添付3＞で説明します。
- 短期滞在ビザの学生が、特別の理由があつて、母国へ一旦帰らなければならない場合は、必ず事務局に申し出た上で、一時帰国申請書を提出してください。

4. 「資格外活動＝アルバイト」について ※＜添付6＞参照

- 必ず出入国在留管理局（通称：入管）の資格外活動許可が必要です。
その許可証明として、①旅券の資格外活動許可証印と②在留カード裏面の資格外活動許可欄への許可印の二つが必要です。

- 資格外活動の許可範囲（時間）は次のようになります。許可時間を超過してアルバイトをすると、法律（入管法）違反で強制退去処分となります。また、ビザ更新申請の際に、『滞在費支弁に関する申告書（アルバイトの収入状況等）』を入管に提出しなければなりません。その申告書等に基づいて、入管が申請者のアルバイト実態調査を行います。その際、区（市）役所発行のアルバイト収入額がわかる課税証明書の提出が求められ、アルバイトの時間超過が発覚して、ビザ更新が不許可となり、帰国を余儀なくされる事態が発生しています。またこの課税証明書は、進学（出願）の際にも専門学校や大学への提出が求められ、アルバイトの時間超過が判明すれば、出願はできなくなりますので、**ルールを守ってアルバイトをしてください。**なお、在学中にアルバイトに関する入管法違反が判明した場合は、**学校ではビザ更新は許可せず、帰国を勧告します。**

① 1 週について 28 時間以内。

- 1 か所のアルバイト先での時間超過は当然のことながら、2 か所以上でアルバイトをしていて、合計時間が週 28 時間を超過することも絶対にだめです。

②学校の長期休暇期間（春休み、夏休み、冬休み、期末休み）は、1 日 8 時間以内、週 40 時間以内。ゴールデンウィーク休み期間は、学校の長期休暇期間ではありませんので、注意してください。

- 入学後、日本の生活や学校の生活に慣れるまで、アルバイトは慎みましょう。特に、初級Ⅰクラスで勉強する学生は、学業（日本語力の習得・向上）が最優先ですから、アルバイトは慎みましょう。

【資格外活動許可の取得方法】

- ① 入国時、空港で資格外活動許可申請を行い、許可印を取得する。
- ② 入国時、空港で資格外活動許可申請をするのを忘れた場合は、**入学後すぐに事務局に申し出て下さい。学校がまとめて入管へ取次申請をします。**
(入管申請予定日：7 月中旬予定)
- ③ 特別の事情により学校の取次申請日まで待てない場合は、個人申請となります。
 - 資格外活動許可の有効期間は、取得時期とは関係なく、在留カード記載の在留期間満了日までです。また、来年ビザ更新をする際、再度資格外活動許可申請も必要です。
 - 資格外活動許可取得後、アルバイトを始めたら（アルバイト先を変更した場合も同様）、必ず事務局に来て、学生名簿＜Ⅱ＞にアルバイト先情報を記入してください。
 - 学校は皆さんからのアルバイト先情報の届出に基づいて、皆さんのアルバイト先（アルバイト機関の名称及び支店）を定期的に入管へ報告します。入管への報告内容に齟齬があると、ビザ更新申請時に許可が下りなくなりますので、普段から規則を守ってアルバイトを行い、正しいアルバイト先情報を届け出てください。

《注意》**短期生（短期滞在ビザの学生）は、アルバイトは認められていません。**

Ⅲ. ビザと出席率について

1. みなさんのビザの種類は、留学（りゅうがく）です。

●在学中の留学ビザの在留期間は、1年3月、1年または6月の3種類です。

ビザ期限は、在留カードおよび旅券の上陸許可証印（上陸時のみ）で確認できます。

●7月期入学の進学コースは1年9か月課程、一般コースは2年課程となります。

そして上陸時（入国時）の在留期間は、全員1年3月です。入国日の翌日が在留期間の起算日となります。

●対象期間の出席率が80%以上の学生は、次のようにビザ更新をします。

A. 2026年4月から大学や専門学校へ進学する学生の場合

2025年7月から2026年3月までの出席率をもとに、進学先学校の指示に従いビザ更新（進学）をします。原則として2年の留学ビザをもらいます。

⇒2026年7月～9月申請（在留期限の3か月前から申請可能）

B. 2026年4月以降、MCAで勉強を続ける学生の場合

★2025年7月から2026年7月～9月までの出席率をもとに、MCAの取次申請で、ビザ更新（進級）をします。MCA卒業時期の2027年3月まで必要な留学ビザ（基本は1年）をもらいます。

⇒2026年7月～9月申請（在留期限の3か月前から申請可能）

★出席率が79%以下の学生は、自分で東京出入国在留管理局（品川）へ行き、面談を受けなければなりません。その際、出席が悪かった理由書が必要になります。そして、次のビザは、6月に短縮されます。

★69%以下の場合、ビザ更新はできません。

2. 短期生のビザは、主に、短期滞在（たんきたいざい）です。

在留期間は90日、ビザの期限は、旅券の上陸許可証印で確認できます。

（例）6月30日に来日した人は、7月1日から数え、9月28日が90日目です。

7月2日に来日した人は、7月3日から数え、9月30日が90日目です。

●ビザの期限に十分注意して、帰国の航空券を予約してください。

また、帰国日が決定したら、事務局へ必ず知らせてください。

3. 出席率について

＜添付4＞にて、詳しく説明します。

4. ビザ更新について

＜添付5＞にて、詳しく説明します。

IV. 授業料の納入および返還等

1. 授業料の納入について

- 2025年7月入学時、6か月分（2025年7月分～2025年12月分）授業料を支払った学生は、2025年12月5日までに、次の6か月分授業料（2026年1月分～2026年6月分）372,000円を支払って下さい。
9か月払い（553,500円）や1年払い（732,000円）も可能です。
また、2026年3月修了予定者は、3か月分授業料（189,000円）を支払ってください。
- 2026年7月分以降の授業料は、2026年6月上旬までに支払うことになります。今後の授業料支払い時期を、今から心がけておいてください。
注意）次学期の授業料が未納の場合は、授業に参加できませんので注意してください。

2. 授業料の返還について

- 春・夏・秋・冬の各学期（3か月分）を単位に、次のとおり授業料を返還します。
但し、入学後向こう6か月分授業料については、返還できません。
- ★ 2025年7月生の場合→2025年7月分～2025年12月分授業料は返還できません。
- 除籍処分となった場合、授業料の返還はできません。

(1) 家庭の事情、大学への復学、母国での就職等のため、就学期間を短縮して修了し、**帰国する場合**

- 空港出国印の押されたパスポートの写しと無効処理された（穴の開けられた）在留カードの写しをメールやFAXなどで帰国後1週間以内に学校へ送付してください。
帰国日を確認後、本人（または両親）の銀行口座へ海外送金します。
なお、ビザが1ヵ月以上残存しているような場合は、授業最終日から1ヵ月以内に帰国しなければ、授業料の返還はできません。

（例）2026年6月分まで授業料を支払っていたが、家庭の事情で2026年3月（冬学期）で修了して帰国する場合は、春学期の3ヵ月分授業料を返還します。2026年2月中に退学して帰国するような場合も、返還金額は春学期の3ヵ月分となります。また、2026年4月や5月に退学して帰国する場合は、授業料の返還はありません。

(2) 大学や専門学校への進学、日本での就職や結婚等のため、就学期間を短縮して修了した場合

- 次の書類を提出して下さい。提出後、原則として銀行振込にて返金します。

A. 進学の場合

- ★ 在留期間更新後、在留カードの写し。
- ★ MCA卒業時点で、まだ在留期間更新手続きを必要としない場合は、進学先学校の学生証取得後、学生証の写しまたは在学証明書。

B. 就職や結婚の場合

- ★ 在留資格変更後、在留カードの写し

（例）2027年3月分迄の授業料を納付していたが、2026年度後期大学院入学試験に合格し、2026年10月から大学院へ進学した場合、秋学期と冬学期の6ヵ月分授業料を返還します。

V. 修了(卒業)時の証書授与規定

1. 修了(卒業)届

(1) 留学生

《修了(卒業)後、帰国する場合》

- ① 当該学期での修了(卒業)が決定したら、必ず事務局に所定の修了(卒業)届を提出してください。
- ② ビザ残存者の帰国期限は、授業最終日から1ヵ月以内とします。
注意) 学期途中で退学した場合は、退学日以降速やかに帰国してください。
- ③ 帰国後、1週間以内に「成田空港等の出国印が押されたパスポート」の写しと「無効処理された(穴の開けられた)在留カード」の写しを送って下さい。
- ④ パスポートの写し等到着後(帰国確認後)修了(卒業)証書を母国へ郵送します。
ただし、1ヵ月を過ぎて帰国した場合は、修了(卒業)証書は発行しません。

《修了(卒業)後、進学する場合》

- ① 修了(卒業)が決定したら必ず事務局に所定の修了(卒業)届を提出してください。
- ② 進学先学校の入学許可証取得を確認して、卒業式または修了日に、卒業証書または修了証書を発行します。
- ③ ②の方法で証書を取得できなかった場合は、進学先学校の学生証取得後、証書を発行します。

(2) 短期生 (短期滞在、ワーキングホリデー等のビザで在籍し、当該学期で学習を修了する者)

- ① 修了(帰国日)が決定したら、必ず事務局に所定の修了届を提出してください。
- ② 修了日に、修了証書を発行します。

2. 卒業証書と修了証書の授与規定

(1) 卒業証書

- 次の1から5までの全ての条件を満たしている留学ビザの学生を対象とし、原則として、卒業式のある年度修了者を対象とする。

1. 在籍期間が1年以上であること。

- ① 進学の場合: 進学先学校の入学月(4月または10月)の前月まで在籍していること。
就職の場合: 年度途中の就職者は対象外。

② 9か月在籍者の場合

漢字圏の学生: N1合格またはEJU日本語280点以上取得者。

非元漢字圏の学生: N2合格またはEJU日本語240点以上取得者。

※試験の結果は、入学後、日本で受験したものに限る。

2. 通算出席率が85%以上であること。

3. 卒業学期(冬学期)に卒業クラスに在籍していること。

冬学期以外は、コース満了者とする。

4. 卒業課題(卒業試験、卒業スピーチ)を済ませていること。

冬学期以外は、期末テストを受けて合格点に達していること。

5. 就学態度(学習態度、授業態度等)に問題がないこと。

(2) 修了証書

- 卒業証書授与条件を満たしていない留学ビザの学生

- 短期滞在、ワーキングホリデービザ等で短期コース修了学生

1. 通算出席率は、80%以上とする。

2. 留学ビザの在籍期間は、6か月(2学期修了)以上とする。

(3) いずれの証書も授与されない場合→在籍証明書のみ発行可能。

- 通算出席率が80%未満の学生

- 留学ビザの在籍期間が6か月未満の場合。

- 除籍者

VI. 担任制度

●担任制

MCAでは、各クラスに**担任**の先生がいます。そして、担任の先生を含め3～4名の先生が、各クラスの授業を受け持ちます。担任の先生は、みなさんの勉強を中心に責任を持っています。授業の進度、教材、テスト内容、勉強方法等について気軽に質問や相談をして、より一層学習成果が上がるようにして下さい。

●学期末試験&進級

①3ヵ月に一度、**期末試験**が実施されます。**試験中は、スマートフォンやスマートウォッチは使用できません。所定の封筒に入れて、机の上に置いてもらいます。(課テストも同様の扱いとなります。)**

定められた試験日(全レベル一斉)や試験時間(レベルにより午前または午後)に受けない場合、成績優秀者の対象外となり、奨学生応募資格がなくなります。さらに、定められた期末試験(3～4種)を受験しない場合は、次学期の履修は認められません。また、期末試験や普段のテストの成績、授業に臨む姿勢などによつては、次学期に進級できず、同レベルを再履修しなければなりません。

また、期末試験中にカンニングと見られる行為をした場合は、その時点で試験終了となり、成績のいかんにかかわらず、次学期は再履修となります。十分注意してください。

②学期途中<学期の1～2か月目>で退学(修了)した場合は、当該最終学期は修了証書の学習期間に反映されず、前学期までの修了証書発行となります。また、学期の3か月目に入り、進学日程等特別の理由があり、授業最終日を待たずに修了を希望する場合は、必ず期末試験を受けて、期末試験日以降修了してください。期末試験日以降の修了日をもって、修了証書を発行します。但し、修了後、帰国する学生の帰国日等が授業最終日以降の場合は、修了日は授業最終日となり、出席率も授業最終日まで計算します。

③修了または卒業後、日本で進学等を予定している学生の場合、留学ビザの更新申請等入管へのビザ申請手続きが必要になりますが、**所定の期末試験または卒業試験を受けていない場合は、証明書等の発行ができませんので、十分注意してください。**

④特別の事情があつて、4月進学予定者が前年12月に修了する場合や、10月進学予定者が6月に修了する場合は、必ず完全帰国した上で、新たに留学の在留資格認定証明書(COE)交付申請をして、来日してください。万一、帰国せずに日本に在留し続けていた場合は、学校の証明書や証書等は一切発行できません。また、授業料の返還もできません。

●クラス変更

アルバイトの時間やアルバイト先の変更により、次学期のクラス時間帯の変更を希望する場合や、日本語レベルによるクラス変更を希望する場合は、事務局カウンターにおいてある『クラス変更申請書』を記入し、期日までに担任の先生に提出してください。学期中のクラス変更はできません。

なお、クラス時間帯(午後⇒午前)の変更は出席率を確認し、希望者多数の場合は出席率上位の人を優先します。また前学期(3か月)の出席率が79%以下の学生や80%以上であっても遅刻や欠席が多く、校長の指導を受けた学生は、次学期は午前から午後クラスに変更になります。また必要に応じて出席率改善の誓約書を提出してもらい、改善が図れない場合は、帰国を促します。

●進学相談および面接練習

平日の午後、5階進学相談室には、**進学指導の先生(水谷先生、稲見先生、李先生)**がいます。進学相談を希望する際は、進学相談室に貼ってある「先生別進学相談カレンダー」に「クラスと氏名」を記入し、予約をしてください。

また、事前に『進路相談シート』を記入してから、進学相談を受けて下さい。面接練習を希望する際は、事前に『面接練習シート』を記入して、担任の先生のチェックを受け、進学相談カレンダーに、「面接」と記入し、2枠(1時間)の予約をしてください。

●証明書の発行申請

受験に関する証明書（修了見込・出席・成績証明書、日本語能力証明書、推薦書等）や翻訳（卒業&成績証明書等）、また一時帰国に関する証明書（一時帰国承諾書）が必要な場合は、申請書を記入して、担任の先生に提出してください。
就職や結婚等ビザ変更に関する証明書（修了見込証明書等）が必要な場合も、申請書を記入して、担任の先生に提出してください。

VII. 事務局受付時間 & 図書館利用時間

1. 事務局受付時間

- 月曜日～金曜日／ 8：30～18：00（13：10～13：55は昼休み）
- 土曜日・日曜日・祝祭日／休み
- ※緊急の場合は、上記以外の時間でも受け付けます。
- ※土曜日でも、緊急の場合は、学校に連絡してください。

2. 校内施設利用時間（土曜・日曜・祝日は利用できません。）

- 4Fパソコン利用／ 8：30～18：00（平日）
※18時以降の利用は、事務局に確認して、利用してください。
- 2階から8階まで、すべての階層で、Wi-Fiが利用できます。
※PW（パスワード）は、“mca53329332”です。
- 学生の自習場所について（利用時間/8：30～18：00）
★6階のロビーおよび6C教室★7階のロビーおよび小部屋★8階のロビー
※6C教室と7階小部屋は、授業や教師利用を優先しますので、利用できない場合もあります。また、7階小部屋の場所取りや専有使用はできません。

VIII. 学生遵守事項

<添付8>をよく読んでください。

IX. 主な連絡先

1. MCAミツミネキャリアアカデミー（学校）／（03）5332-9332
2. 救急車・火事（消防署）／ 119
3. 交通事故・泥棒・痴漢（警察）／ 110
4. 東京出入国在留管理局
 - 所在地： 東京都港区港南5-5-30
 - 最寄り駅： JR「品川駅」
（港南口から都バス「品川埠頭循環」に乗り「東京出入国在留管理局前」下車）
 - 電話：0570-034259<留学審査部門：410>
 - 受付：月曜日～金曜日（土曜・日曜・休祝日は休み）
午前9：00～午後4：00
5. 留学生相談機関
※学校内の掲示板に貼ってあります。
6. 電話番号の問い合わせ／104番
7. 国際電話／001・0033・0041・0061のいずれか
+ 010 + 国番号 + 地域番号 + 電話番号

区役所

名称	郵便番号	所在地	電話番号
千代田区	102-8688	千代田区九段南 1-2-1	03-3264-2111
中央区	104-8404	中央区築地 1-1-1	03-3543-0211
港区	105-8511	港区芝公園 1-5-25	03-3578-2111
新宿区	160-8484	新宿区歌舞伎町 1-4-1	03-3209-1111
文京区	112-8555	文京区春日 1-16-21	03-3812-7111
台東区	110-8615	台東区東上野 4-5-6	03-5246-1111
墨田区	130-8640	墨田区吾妻橋 1-23-20	03-5608-1111
江東区	135-8383	江東区東陽 4-11-28	03-3647-9111
品川区	140-8715	品川区広町 2-1-36	03-3777-1111
目黒区	153-8573	目黒区上目黒 2-19-15	03-3715-1111
大田区	144-8621	大田区蒲田 5-13-14	03-5744-1111
世田谷区	154-8504	世田谷区世田谷 4-21-27	03-5432-1111
渋谷区	150-8010	渋谷区渋谷 1-18-21	03-3463-1211
中野区	164-8501	中野区中野 4-8-1	03-3389-1111
杉並区	166-8570	杉並区阿佐谷南 1-15-1	03-3312-2111
豊島区	170-8422	豊島区南池袋 2-45-1	03-3981-1111
北区	114-8508	北区王子本町 1-15-22	03-3908-1111
荒川区	116-8501	荒川区荒川 2-2-3	03-3802-3111
板橋区	173-8501	板橋区板橋 2-66-1	03-3964-1111
練馬区	176-8501	練馬区豊玉北 6-12-1	03-3993-1111
足立区	120-8510	足立区中央本町 1-17-1	03-3880-5111
葛飾区	124-8555	葛飾区立石 5-13-1	03-3695-1111
江戸川区	132-8501	江戸川区中央 1-4-1	03-3652-1151

市役所

名称	郵便番号	所在地	電話番号
八王子市	192-8501	八王子市元本郷町 3-24-1	042-626-3111
立川市	190-8666	立川市泉町1156-9	042-523-2111
武蔵野市	180-8777	武蔵野市緑町 2-2-28	0422-51-5131
三鷹市	181-8555	三鷹市野崎 1-1-1	0422-45-1151
青梅市	198-8701	青梅市東青梅 1-11-1	0428-22-1111
府中市	183-8703	府中市宮西町 2-24	042-364-4111
昭島市	196-8511	昭島市田中町 1-17-1	042-544-5111
調布市	182-8511	調布市小島町 2-35-1	042-481-7111
町田市	194-8520	町田市森野 2-2-22	042-722-3111
小金井市	184-8504	小金井市本町 6-6-3	042-383-1111
小平市	187-8701	小平市小川町 2-1333	042-341-1211
日野市	191-8686	日野市神明 1-12-1	042-585-1111
東村山市	189-8501	東村山市本町 1-2-3	042-393-5111
国分寺市	185-8501	国分寺市戸倉 1-6-1	042-325-0111
国立市	186-8501	国立市富士見台 2-47-1	042-576-2111
福生市	197-8501	福生市本町 5	042-551-1511
狛江市	201-8585	狛江市和泉本町 1-1-5	03-3430-1111
東大和市	207-8585	東大和市中央 3-930	042-563-2111
清瀬市	204-8511	清瀬市中里 5-842	042-492-5111
東久留米市	203-8555	東久留米市本町 3-3-1	042-470-7777
武蔵村山市	208-8501	武蔵村山市本町 1-1-1	042-565-1111
多摩市	206-8666	多摩市関戸 6-12-1	042-375-8111
稲城市	206-8601	稲城市東長沼 2111	042-378-2111
羽村市	205-8601	羽村市緑ヶ丘 5-2-1	042-555-1111
あきる野市	197-0814	あきる野市二宮 350	042-558-1111
西東京市	188-8666	西東京市南町 5-6-13	042-464-1311

町村役場

名称	郵便番号	所在地	電話番号
瑞穂町	190-1292	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335	042-557-0501
日の出町	190-0192	西多摩郡日の出町大字平井 2780	042-597-0511
檜原村	190-0212	西多摩郡檜原村 467-1	042-598-1011
奥多摩町	198-0212	西多摩郡奥多摩町氷川 215-6	0428-83-2111
大島町	100-0101	大島町元町 1-1-14	04992-2-1441
利島村	100-0301	利島村 248	04992-9-0011

新島村	100-0402	新島村本村 1-1-1	04992-5-0240
神津島村	100-0601	神津島村 904	04992-8-0011
三宅村 (村役場臨時庁舎)	100-1212	三宅村阿古 497	04994-5-0981
御蔵島村	100-1301	御蔵島村字入りかねが沢	04994-8-2121
八丈町	100-1498	八丈町大賀郷 2551-2	04996-2-1121
青ヶ島村	100-1701	青ヶ島村無番地	04996-9-0111
小笠原村	100-2101	小笠原村父島字西町	04998-2-3111

『都営地下鉄』 『都営バス』

通学証明書発行申請書

『都営地下鉄または都営バス』の通学定期券購入に際し、下記のとおり、
通学証明書の発行を申請いたします。

記

◆ 学生記入欄 (太枠内)		申請月日	年	月	日
名前		生年月日	年	月	日
クラス	学生番号 (学生証参照 8㍻)				
住所					
自宅電話	— —	携帯電話	—	—	
交通機関	☐ 都営地下鉄 ① 新宿線 ② 大江戸線 ③ 浅草線 ④ 三田線 ☐ 都営バス				
通学定期利用区間	馬尺▶ 馬尺 (経由)				
通学区間	駅▶ 駅▶ 駅▶ 駅				

【学校記入欄】

受付日	年	月	日	受付者	(備考)	
発行日	年	月	日	発行者		
確認日	年	月	日	確認者		
渡し日	年	月	日	取扱者	発行手数料	円

電車利用上の注意

◎次の内容を理解し、規則を守って、電車を利用してください。

※2023年3月18日、JR、私鉄各線共に、鉄道駅バリアフリー料金制度の施行に伴う運賃改定が実施されました。

1. 定期券の購入について

①定期券には、磁気式定期券（定期券機能のみ）とIC定期券（SuicaやPASMOなど現金チャージ機能付き）の2種類があります。

②運賃も、次のように2種類あります。基本的にはICカードの方が安いですが、確認の上、利用してください。

a. 切符を購入した場合⇒10円単位での支払い＜例. 新宿⇒大久保 **150円**>

b. ICカード（SuicaやPASMO）を利用した場合⇒1円単位での支払い
＜例. 新宿⇒大久保 **146円**>

2. 不正乗車の取締り強化について

★新大久保駅や大久保駅を、多くの留学生が利用していますが、昨年から留学生による不正乗車が多発しており、新大久保駅や大久保駅は、その対処に大変困っています。そして、不正乗車の撲滅に向けて、厳しい取り締まりを実施しています。

★MCAの学生はもとより、留学生全員が、決して不正乗車をするこないよう、日本の法律や規則を守って、健全な留学生活を送るように心がけてください。

★電車を利用する際は、必ず切符やICカード（SuicaやPASMO）が必要です。いずれの場合も、乗車駅の入場記録（改札口を通過した記録）がなければ、降車駅で改札口を通過することはできません。また、降車駅の退場記録（改札口を通過した記録）がなければ、乗車駅で改札口を通過することはできません。

3. 切符を購入して、電車を利用する場合

★出発地（乗車駅）から、目的地（降車駅）までの正規運賃を支払い、切符を購入してください。

出発地で、目的地までの正規運賃を払わずに、安い運賃の切符を購入して乗車し目的地で、自分が所持する定期券で降車する方法は、**不正乗車**です。

もし、このような不正乗車をした場合、高額な罰金が課せられます。

（例）JR八王子駅⇒JR新大久保駅までの運賃は、640円（ICカード：637円）です。

2013年9月12日、八王子駅で160円の切符を購入して乗車し、新大久保駅で定期券（新宿－新大久保間の定期券、2013年8月13日～9月12日までの通勤1ヵ月定期券）で降車した場合の罰金は、**115,200円**です。

★罰金の計算方法は、次のようになります。

片道640円×2（往復）×30＜定期券購入日から不正乗車日までの日数＞
×3（罰金係数）＝115,200円

3. 定期券を購入して、電車を利用する場合

★本人名義の定期券を使用してください。

他人名義の定期券を使用して、電車を利用するのは、不正乗車です。

性別や大人・子供の区別も改札口の機械で識別できます。

もし、このような他人名義の定期券を利用して不正乗車をした場合、高額な罰金が課せられます。

（例）JR大宮駅→JR新大久保駅までの運賃は470円（ICカード：464円）です。

2013年9月12日、ルームメイトの定期券（大宮－新大久保間の定期券、

2013年8月23日～9月22日までの通勤1ヵ月定期券）を借りて、

大宮駅から乗車し、新大久保駅で降車した場合の罰金は、56,400円です。

★罰金の計算方法は、次のようになります。

片道470円×2（往復）×20＜定期券購入日から不正乗車日までの日数＞
×3（罰金係数）＝56,400円

●不正乗車や万引き（スーパー・商店などの商品を盗む行為）などを行い、
日本の法律や規則に違反した場合、除籍処分になることがあります。

以上

一時帰国（再入国）手続き方法

◎有効な旅券および在留カードを所持する外国人が、出国する際、出国後1年以内または在留期間の満了する日のいずれか早い日までに、日本での活動を継続（勉学を継続）するために再入国する場合は、品川にある東京入国管理局で再入国許可を受ける必要がなくなりました。

1. 空港における一時帰国（再入国）の注意点

① 日本の空港の出入国審査官への提示書類

A. パスポート

B. 在留カード

C. 再入国出入国記録（EDカード）を記入し、次の2箇所にチェックする。

⇒一時的な出国（一時帰国）であり、出国記録（EDカード）において、再入国の意思があることを明記しなければなりません。また、入国記録（EDカード）は、再入国の際、空港の入国審査官に提出してください。

出国予定期間 ⇒ ☐ 1年以内

☐ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。

☒ この2箇所に必ずチェックをしてください。

②ビザ更新を申請した学生には、現在の在留期限から2か月間の特例期間が付与されます。したがって、ビザ更新申請中（在留期間の更新を入管へ申請したが、まだ許可がおりてない間）に、学校の長期休暇期間を利用して一時帰国をするのは、特別問題はありません。ただし特例期間（2か月間）を過ぎてから、再入国（日本へ戻る）することはできません。

③日本語学校を修了（または退学）後、進学や就職をせずに、母国へ帰国する予定の学生が、上記の手続きをして出国し、再入国することはできません。
（万一、上記の手続きで出国しても、再入国時、空港で入国拒否されます。）

2. 「一時帰国」の申し込み方法について

①一時帰国申請書を記入してください。

②申請書記入後、担任の先生に提出してください。

③授業を欠席して一時帰国したい場合は、一時帰国申請書を書いて、まず校長先生の所へ行って相談してください。そして、校長先生の許可を得てから、航空券を予約してください。

④学校が一時帰国を許可した人には、母国語担当者からSNS等を通じて連絡します。特に来日後、初めて一時帰国をする場合は、空港での注意事項について、お知らせします。

注意/無断で一時帰国をした場合は、除籍処分を受ける場合があります。また、一時帰国中に除籍処分を受けた場合、日本の空港で再入国はできません。

注 意	①再入国の意思を明記しない（上記2か所にチェックしない）で、母国に帰国した場合は完全帰国となり、日本へ再入国することはできません。
	②一時帰国は、特別の理由を除き、学校の長期休暇期間に限り許可します。
	③出席率が79%以下の場合は、授業期間中の一時帰国は許可しません。
	④次学期の授業料が未納の場合 ●春休み、冬休み、期末休みを利用した一時帰国は許可しません。

冬学期（2026年1月8日～3月25日）

授業期間中(1/8～3/25)の一時帰国について

授業期間中、授業日を欠席しての一時帰国は、特別の理由を除いて認めません。従って、冬学期授業期間中において、旧正月期間の一時帰国も、原則として認めません。

しかしながら、例年、旧正月（旧暦の元日：2026年2月17日）を利用して一時帰国を希望する学生がいることから、下記の条件を満たしている場合に限り、特別に許可することとします。

記

1. 2026年3月でMCAを修了し、2026年4月より進学する場合

- ①進学先が決まっており、進学先の入学許可証をもらっていること。
合格通知書だけでは、駄目です。
- ②出席率（次のビザ更新に必要な対象期間中の出席率）が、一時帰国による欠席時間を計算しても、トータルで85%以上あること。
- ③2026年3月までの授業料支払いが全て終わっていること。
- ④①～③までの条件を満たしていて、学校が許可した場合。

2. 2026年4月以降もMCAで、勉強を続ける場合

- ①入学以来の通算出席率が、95%以上であること。
2027年度入学受験の際に、出席率がとても重要になり、90%以上の出席率維持が求められます。
- ②2026年3月までの授業料支払いが全て終わっていること。
- ③①～②の条件を満たしていて、学校が許可した場合。

むだん いちじきこく ばあい じよせきしよぶん ばあい
無断で一時帰国をした場合は、除籍処分になる場合があります。

さい にほん こうこう さいにゅうこく
その際、日本の空港で再入国ができなくなります。

《出席率》について

1. 出席率は、日数単位ではなく、時間数（1時限：45分）単位で計算します。
また、出席率を計算する際、小数点は切り捨て（79.9%→79%）となります。

●出席状況は、出席簿において、1時限毎に、次の記号で示します。

☐出席 ☒遅刻 ☒早退 ☒欠席

- 1日4時限のうち3時限しか出席しなかった場合の出席率は75%です。
- 授業時間（1時限から4時限すべて）中の20分以内の遅れを遅刻とします。
20分経過後は、その時限は欠席扱いとなります。
- 遅刻や早退があった場合、2回で1時限の欠席扱いとして計算します。
また、授業開始のチャイムが鳴った後、教室へ入室した場合は、遅刻として出席率を計算しますので、注意してください。
- 事故や天候の影響で電車が遅れた場合、欠席届（遅刻・早退も含む）にその内容を記入し、当日、その日の先生に提出してください。
電車遅延による遅刻は、1学期6回まで認めます。
また、事故等で電車が止まっている場合は、他の路線や交通機関への振替輸送（ふりかえゆそう）が行われますので、必ず駅員に確認してください。

2. ビザ更新をする際に必要な出席率は、最低80%以上です。

- (a)MCAで勉強を続けるためにビザ更新をする場合、MCA入学日から申請日まで
の出席率を計算します。
- (b)大学や専門学校に進学するためにビザ更新をする場合、MCA入学後（または
直近のビザ更新終了後）から、申請日（卒業日）までの出席率を計算します。
- (c)ビザの残存期間が3ヵ月（90日）以上ある場合は、大学や専門学校に進学して
からビザ更新を行います。その場合も、MCA発行の出席証明書が必要となり、
出席率は(b)と同様に計算します。
- 授業時限数は、1学期＝200時限、1年間＝800時限です。出席率算出対象
期間において、常に最低80%以上の出席率を維持してください。
- 特別の事情により、短期生が日本国内で長期生へビザを変更（短期滞在→留学）
する場合、90%以上の出席率が必要です。ただし、コロナウイルス感染状況も
収束しつつある現在、日本でのビザ変更は一切認められません。一旦帰国し、
母国の日本大使館で留学ビザを取得して、再度来日してください。
- コース変更（例：1月生が進学1年3ヵ月コースを一般2年コースに変更する）
は原則として認めません。
特別の事情がありコース変更を希望する場合は、ビザ更新の際、入管にコース変
更も同時に申し込みます。その際90%以上の出席率が必要です。
また、学習態度や受講レベルなどを総合して、学校がコース変更の可否を判断し
ますので、ビザ更新時期を待たずに、事務局に相談してください。
注1) 一般コースに変更後、進学することはできません。（入管審査の厳格化）
注2) ビザ更新後、コース変更をすることはできません。

3. 欠席届（遅刻・早退も含む）の所定用紙は、先生から受け取ってください。

- 病気・けが・事故等により、止むを得ず欠席する場合は、無断欠席をせずに、
当日学校へ連絡し、翌日（登校日）に欠席届に理由を書いて報告してください。
- 体調が悪い場合は、学校へ連絡の上、医療機関で診察を受けてください。
ウイルス性特定感染性の病気（例：新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウ
イルス、水疱瘡など）にかかった時は、医療機関から指定された期間は登校せずに、

自宅療養または指定施設で隔離療養してください。回復後、医療機関の処方箋や薬局からもらった内服薬記載用紙の提示により、ウイルス性特定感染性の病気で欠席したことが証明できる場合は、出席扱い(公欠)になります。

- コロナ禍において、次のような場合は、まず母国語が話せる事務局担当者にすぐに連絡してください。そして登校はせずに、学校の指示に基づいて行動してください。

- ① 37.5℃以上の発熱、咳が出る、のどが痛い、倦怠感がある等の体調不良を感じたら、すぐに事務局担当者に連絡し、その後医療機関に行って、診察(PCR検査)を受けてください。そしてその結果を担当者に報告してください。PCR検査の結果、コロナ陽性が判明した場合は、陽性結果がわかる証明書を提出してください。提出があった場合は、出席扱い(公欠)とします。

なお、感染症法に基づき、令和5年5月8日以降「発症後5日間経過かつ症状軽快後24時間経過」するまで外出を控えることが推奨されています。

★次の場合は、公欠にはなりません。

- ・PCR検査が陰性だった場合
 - ・事務局に連絡をしないで、検査を受けた場合
 - ・コロナ感染の後遺症による体調不良
 - ・証明書(検査結果がわかるもの)を提出しなかった場合
 - ・ただ医療機関を受診しただけで、PCR検査を受けない場合
 - ・コロナ症状以外の診断を受けた場合
- ② 令和5年5月8日以降、自分の周り(例えば、同居人やアルバイト先の同僚など)にコロナ陽性者がいた場合でも、保健所から「濃厚接触者」に特定されることはありません。自分で体調不良を感じた場合は、医療機関に行き診察(PCR検査)を受けてください。陽性が判明した場合のみ、①の取り扱いをします。
 - ③ コロナワクチン接種による後遺症による欠席は、出席扱い(公欠)とします。
ただし、ワクチン接種日時は、授業時間外で予約すること。

- 特別の理由により、欠席することが予めわかっている場合は、事前に欠席届に理由を書いて、担任の先生に提出してください。

- 進学や就職関連の公欠について

★次の内容については出席扱いとしますので、遅くとも月末までに、担任の先生にまたはSlackで『公欠証明書』を提出してください。月を跨いだ場合は、公欠とは認めません。なお、『公欠証明書』は4階の事務局カウントナーにおいてありますが、訪問先の学校や会社が独自に発行したものや欠席した理由が証明できるもの(例えば受験票等)であっても、同様に扱います。

- ① 大学や専門学校の入学試験や面接

- ② 就職(在留資格:技術・人文知識・国際業務を取得)のための入社試験や面接。ただし入学1年未満の場合は、中級Ⅲ以上のレベルで学習する学生が対象となります。また、特定技能の在留資格で就職するために必要な資格試験の受験、面接等も公欠の対象とします。

- ③ 進学説明会やオープンキャンパスなどに参加する場合は、原則として週末や授業時間外で調整し、参加してください。日時指定があり調整ができない場合に限り、公欠とします。ただし調整できない理由として、アルバイトがあるからという理由は認めません。

- ④ 大学院の試験を受ける前の事前面接

- ⑤ 研究生の承認印を受け取るための面談(1回のみ)

- ⑥ オンライン面接のための事前接続テスト

- ⑦ 試験のための国内移動(前日の1日のみ)。ただし、関東地域の移動は認めない

- ⑧ 大学等の「入学手続き」や「オリエンテーション」参加

★次の内容は公欠にはなりません。

- ① 大学等への出願のために学校を休む(大学等が日時指定をしている場合を除く)

- ② 出願準備や試験準備のために学校を休む

- ③ 大学院の教授に合いに行く(試験や合否に直接関係のないもの)

- ④ 会社のインターンシップに参加する。

●ビザ変更申請(就労ビザや結婚ビザ申請)のため、直接自分で入管へ行かなければならない場合は、事前に、欠席届に理由を書いて担任の先生に提出してください。届け出があった場合は、出席扱いになります。

●資格外活動許可申請や在留カード再交付申請のため、直接自分で入管へ行く場合は、出席扱いにはなりませんので、注意してください。

★午前クラスの方は授業終了後、午後クラスの方は、午前9時までに入管に行くようにしてください。入管での待ち時間が3時間程度かかる場合があります。

4. 出席不良、素行不良等、次のいずれかに該当した場合は、除籍処分となります。

●ビザ更新時の通算出席率が69%以下の場合

●日本の法律や規則に違反した場合

●学校の規則や秩序を乱し、学生としての本分に反した場合
(暴力行為や器物損壊行為等を含む)

5. 月単位の出席率が50%を下回った学生がいた場合、学校は該当する学生の氏名と出席不良理由を、毎月入管へ報告する義務があります。入管への報告事実があった学生がその後ビザ更新等をする場合、入管から出席不良に関する理由書提出が求められます。また、不利益を被る可能性がありますので十分注意して下さい。

6. クラス時間帯(午後⇒午前)の変更は出席率を確認し、希望者多数の場合は出席率上位の人を優先します。また前学期(3か月)の出席率が79%以下の学生や80%以上であっても遅刻や欠席が多く、校長の指導を受けた学生は、次学期は午前から午後クラスに変更になります。また必要に応じて出席率改善の誓約書を提出してもらい、改善が図れない場合は、帰国を促します。

7. 授業中次のような行為は禁止です。なお、注意を受けても改善が見られない場合は、**欠席扱いになることもあります。また、別添く授業態度の悪い学生への対応について**に基づき、**除籍処分を受ける場合もありますので十分注意してください。**

★授業中に無断で教室を出る。

★授業中、母国語で話す。

★授業中の私語が他の学生の迷惑になる。

★授業中に寝る。

★先生から言われたことをやらない。

★授業中、授業とは関係のない内職をする。

★授業中に携帯電話(スマホ)を操作し、授業に参加しない。

★課テストの日は欠席する。

8. 大学や専門学校への進学予定者は、受験(出願)の際、出席率がとても重要になりますので、90%以上の出席率を維持してください。

●出席率計算の対象期間(進学コースの場合)

学 習 期 間	受 験(大学等へ提出)	ビザ更新(入管へ提出)
入学1年後に進学する場合	(入学から出願までの) 通算	約1年間
入学1年3ヵ月後に進学する場合	(入学から出願までの) 通算	約1年3ヵ月間
入学1年6ヵ月後に進学する場合	(入学から出願までの) 通算	ビザ更新後の 3～6ヵ月
入学1年9ヵ月後に進学する場合	(入学から出願までの) 通算	ビザ更新後の 6～9ヵ月
入学2年後に進学する場合	(入学から出願までの) 通算	ビザ更新後の 9～11ヵ月

●学校推薦を申し込む場合の規定について

A. 大学の推薦書または専門学校の指定校推薦【入学金・授業料等の特別減免（20～30万円の割引）】を受ける場合

①出席率⇒通算90%以上であること。

②日本語レベル⇒中級Ⅱ以上、JLPTN2合格以上、EJU200点以上のいずれかに該当すること。

③学習期間⇒MCAを3月に卒業して、4月に進学すること。

※MCAを12月に修了して、一旦母国に帰国し、翌年4月に進学を予定している場合は、申し込みできません。

B. 専門学校の一般推薦（2～3万円の受験料・選考料等の免除等）を受ける場合

①出席率⇒通算90%以上であること。

②日本語レベル⇒中級Ⅱ以上、JLPTN3合格以上のいずれかに該当すること。

③学習期間⇒MCAを3月に卒業して、4月に進学すること。

※MCAを12月に修了して、一旦母国に帰国し、翌年4月に進学を予定している場合は、申し込みできません。

★注1) 上記①②③以外に、学習態度や生活態度も考慮されます。

★注2) 日本の法律や学校の規則に違反した行為があった場合推薦はできません。

●推薦書を必要としない出願の際は、出願時点でMCAに原則6か月以上在籍し、中級Ⅰ以上のレベルで学習している場合は、出願用証明書を発行します。

●進学後の留学ビザの在留期間は、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月の9種類があり、次の場合は1年または6月の留学ビザとなります。

A. 入管へ提出する出席率が79%以下の場合

B. 出席率を問わず、留学生の在籍管理が良くない専門学校や大学へ進学する場合。

C. 新規校(新設校)へ進学する場合

●出願時の通算出席率は、90%以上必要です。

最近では、90%以上の出席率を要求する専門学校や大学が増えてきたため、80%～89%では出願条件を充たさず、志望校へ出願できない事例が多くなっています。

90%以上の出席率維持に努めてください。

また専門学校や大学が、受験者のアルバイト状況を確認するため、出願時に預金通帳や給与明細書の提出はもとより、区役所(市役所)が発行する【前年中の年間アルバイト収入(所得)がわかる課税証明書または納税証明書】の提出を求めていますので、アルバイト時間には、十分注意してください。もし、アルバイト時間の超過が発覚すれば、志望校への出願はできません。

●大学や専門学校に合格しても、次の場合は留学ビザが交付されませんので、十分注意してください。

A. 入管へ提出する出席率が非常に悪い場合

B. 留学生の在籍管理が著しく良くない学校へ進学する場合

C. 資格外活動(アルバイト)違反や犯罪(暴行、窃盗等)を犯した場合

以上

<授業態度の悪い学生への対応について>

最近、一部の学生が授業中、学校の授業以外のことをして、学校の授業を聞いていない、また授業の課題をしていないという声が多く聞こえてきます。授業に関係のない勉強をしていたり、ケータイやタブレットを操作したりして、授業を聞いていないなどです。先生が全体に問いかけても下を向き、他の事をしていて答えない。答えるようにと当ててもどこをやっているのか分からない。ひどいクラスではクラスの半分の学生が授業以外の勉強をしていたりします。教科書さえ持ってこない学生もいます。授業を聞いていないので、何度も同じ説明をしなければならず、とても授業ができる状態ではないときもあります。

オリエンテーション資料<出席率について>の 7 番に「授業以外の事をしてると欠席扱いになる場合もある」という文章がありますが、今までは注意だけにしていました。しかし、今後は授業を聞いていない学生、課題をやっていない学生には厳しく対処することにしました。

1 回注意しても直らない学生には、もう 1 度注意します。2 回注意された場合は、その授業時間を「早退」扱いにします。そして校長先生から注意を受けます。進学のためには成績証明書や推薦書が必要な学校がたくさんありますが、学校の所見欄に学生の授業態度を正直に書くことにします。何度も校長先生から注意を受けた学生は除籍処分も検討します。

進学のための勉強なのは理解しています。しかし、1 日の内のたったの 3 時間半です。その時間の間はしっかりと学校の勉強に集中してください。進学の勉強ばかりして、日本語が上手にならずに、大学院などに合格できなかったという学生が数多くいます。困るのは学生の皆さんだけでなく、進学指導の先生も何度も進学指導をしなければならないので本当に大変です。進学のためには、まずは日本語力が必要です。優先順位を間違えないで学校の授業に集中してください。

- ① 1 回目の注意
- ② 2 回目の注意 (早退扱い) 校長先生から注意
- ③ 3 回目の注意 (早退扱い) 校長先生からの呼び出しと注意
 - ・ 学校は進学指導を行いません。
- ④ 4 回目の注意 除籍勧告
 - ・ 証明書を発行しない。
(出願時や進学先で授業料免除に必要な場合もある推薦書等)
 - ・ ビザ更新の書類を発行しない。
 - ・ 卒業証書・修了証書を発行しない。
 - ・ 除籍の場合は校則違反として学費の返金はしません。

以上

《ビザ更新について》

● **ビザの取次申請（とりつぎしんせい）について**
出席率が80%以上の学生については、学校がまとめて、東京出入国在留管理局へビザ更新の取次申請をします。みなさんが入管へ行く必要はありません。

◆ MCAで勉強を続ける場合や大学や専門学校に進学する場合、ビザ更新が必要です。

入学時期	入学時の在留期間	翌年のビザ更新時期
4月生	進学コース→1年3ヵ月	4月～ 6月
	一般コース→1年3ヵ月	
7月生	進学コース→1年3ヵ月	7月～ 9月
	一般コース→1年3ヵ月	
10月生	進学コース→1年3ヵ月	10月～12月
	一般コース→1年3ヵ月	
1月生	進学コース→1年3ヵ月	1月～ 3月
	一般コース→1年3ヵ月	

◆ 次の学生は取次申請ができませんので、自分で入管へ行き、ビザ更新をします。

● 出席率が79%以下の学生 → 出席率が悪かった理由書を提出し、個人面談を受けなければなりません。

◆ 出席率が79%～70%の場合

A. MCAで勉強を続ける場合

● 新しいビザは、6ヵ月に短縮されます。

注) 6ヵ月ビザをもらい、この間の出席率が80%以上に改善されない場合は、次のビザ更新はできません。

B. 大学や専門学校に進学する場合

● 新しいビザは、対象期間の出席率が80%以上の場合、**原則として2年ですが、出席率が79%以下の場合、1年または6ヵ月**になります。

<注意事項>

① 出席率が69%以下の場合、ビザ更新はできません。

② ビザ更新時（入学後5学期目において）、初級レベルで学習している場合、ビザ更新はできません。

初級Ⅰ、Ⅱを再履修した場合は、その学期で学習成果が上がるように努力してください。学習成果が上がりず、再々履修をした場合は帰国指導、帰国勧告をします。

③ **ビザ更新時、入管法に基づく資格外活動（アルバイト）違反が発覚した場合、ビザ更新は認めません。帰国勧告をします。**

◎ビザ更新や大学、専門学校受験(出願)の際、とても大切な書類です。

経費支弁を立証する資料

- 皆さんが日本で勉強する間、母国の両親（または兄弟）から、**海外送金**等により、学費等の経済援助を受けている事実を証明しなければなりません。また皆さんのアルバイト状況を証明する必要もあります。
- 入管の要請により、2017年2月から、ビザ更新をする際『滞在費支弁に関する申告書』（別紙添付）の提出が必要になりました。

(1) 経費支弁を立証する資料

A. 本人名義の預金通帳→外国からの送金額やアルバイト支給額が記載されているもの

- ★海外送金を受けた場合、通帳に『がいこくかわせ外国為替・がいため外為・がいためそうきん外為送金』などと記載されます。
- ★アルバイト支給額は、通帳に『給与』などと記載されます。その際、給与の振込み会社名も記載されます。
注)アルバイト代支給が、銀行口座振込ではなく現金支給の場合は、通帳の代わりに、『給与明細書』で証明します。

B. 外国送金証明書（外国送金到着案内書）

- ★海外送金を受けた場合、銀行から外国送金到着案内書が郵送されてきます。
到着案内書には、母国の送金人氏名や送金元（地域）が記載されますので、送金人が経費支弁者（両親や親族等）であることが大切です。
- ★預金通帳作成時に届け出た住所に郵送されてきますので、住所が変わった場合は、必ず銀行に住所変更届を提出してください。

C. 国際カードの使用 → 国際カードを利用して、母国の両親等の預金口座から、お金を引き出す方法です。

- ★ビザ更新の際、母国の預金通帳写しまたは取引明細票が必要です。

D. 母国からの持参金 → 両替証明書等必要（氏名 & ID番号等の記載があるもの）

- 注1) 来日時に持参したお金は、証明できる資料がなくても、ゆうちょ銀行口座開設後、すぐに預金してください。
- 注2) 一時帰国した際に持参したお金は、再入国後すぐに、自分の通帳に一旦全額入金し、必要に応じてお金を引き出し、使用してください。
- 注3) 両親や兄弟等が来日した際に受け取ったお金も、すぐに自分の通帳に一旦全額入金し、必要に応じてお金を引き出し、使用してください。
但し、来日した親族の旅券のコピーを入管へ提出しなければなりません。
- 注4) 友人・知人等を通じて、母国の両親からお金をもらう方法は、信憑性が薄いため、入管では認められません。

(2) 来日後の送金回数および送金金額の目安について

- 送金回数→前期、後期にそれぞれ1回ずつ、年間2回程度は原則必要。

ただし、1回の送金額の多少によって、送金回数は増減します。

また、少なくとも年1回は必ず必要です。

- 送金金額→a. 資格外活動許可証印を取得し、正しくアルバイトをしている場合
生活費は自己管理と考えると、学費相当分の30～60万円の送金が、最低必要です。

- b. アルバイトを全くしていない場合

学費以外に生活費（年間120～180万円程度）の送金も必要。

(3) 通帳管理面での注意事項

- 次のような通帳の使い方はだめです。

⇒入管や受験する大学・専門学校へ提出できません。

①資格外活動許可を得ずに、アルバイトの入金記録があるもの。

②資格外活動許可を得ていても、明らかに週28時間以上のアルバイトをしていると判断されるアルバイト代の入金記録があるもの。

③海外送金を受けた直後に、全額を一度に引き出し、使途不明なもの。

（学費等の支払いに充当した場合は、問題ありません。）

④数ヵ月にわたって、お金の出入金記録が全くないもの。

⑤通帳の利用記録が細かく記載されていないもの。（一括記帳はだめです。）

ビザ更新時、一括記帳があると、銀行窓口に行って明細記録をもらわなければなりません。明細記録発行に際して、時間（数日～2週間）と手数料がかかりますので、通帳は普段からこまめに記帳して下さい。

⑥他人のお金を自分の預金通帳で管理する（出し入れをする）のはだめです。

また、お金の貸し借りをするのも止めましょう。

⑦母国へ逆送金（自分が母国へ送金）するのは、絶対にだめです。

以上

滞在費支弁に関する申告書

1 支出状況等概要

学納金納付状況	年間	円
同居している家族の人数		人
アパート等入居先賃貸額	月	円
その他生活費(電気・ガス・水道公共料金、食費、通学費等)		
	月	円
合計	月	円

2 収入状況等概要

① 前回申請以降(今回が初回更新申請である場合は入国以降)の本国からの送金額
合計 円

送金時期 (年 月 日)
送金時期 (年 月 日)
送金時期 (年 月 日)
送金時期 (年 月 日)

② 前回申請以降(今回が初回更新申請である場合は入国以降)の本国からの携行額
合計 円

携行時期 (年 月 日)
携行者・関係 (.)
携行時期 (年 月 日)
携行者・関係 (.)
携行時期 (年 月 日)
携行者・関係 (.)

③ 前回申請以降(今回が初回更新申請である場合は入国以降)の全てのアルバイトの収入(前回申請以前から継続して稼働しているものも含む。)

◎ 申請者 (留学生)のアルバイト

勤務先①	期間	年	月	日から	まで
住所	電話番号	給与振込銀行名			
勤務時間	時給	月給		銀行	
週	時間	円、		円	

勤務先②	期間	年	月	日から	まで
住所	電話番号	給与振込銀行名			
勤務時間	時給	月給		銀行	
週	時間	円、		円	

勤務先③	期間	年	月	日から	まで
住所	電話番号	給与振込銀行名			
勤務時間	時給	月給		銀行	
週	時間	円、		円	

勤務先④	期間	年	月	日から	まで
住所	電話番号	給与振込銀行名			
勤務時間	時給	月給		銀行	
週	時間	円、		円	

勤務先⑤	期間	年	月	日から	まで
住所	電話番号	給与振込銀行名			
勤務時間	時給	月給		銀行	
週	時間	円、		円	

◎ 同居している者（申請者の扶養を受ける在留資格「家族滞在」の者）のアルバイト

勤務先①	期間	年	月	日から	まで
住所	電話番号	給与振込銀行名			
勤務時間	時給	月給		銀行	
週	時間	円、		円	

勤務先②	期間	年	月	日から	まで
住所	電話番号	給与振込銀行名			
勤務時間	時給	月給		銀行	
週	時間	円、		円	

勤務先③	期間	年	月	日から	まで
住所	電話番号	給与振込銀行名			
勤務時間	時給	月給		銀行	
週	時間	円、		円	

勤務先④	期間	年	月	日から	まで
住所	電話番号	給与振込銀行名			
勤務時間	時給	月給		銀行	
週	時間	円、		円	

勤務先⑤	期間	年	月	日から	まで
住所	電話番号	給与振込銀行名			
勤務時間	時給	月給		銀行	
週	時間	円、		円	

④ 奨学金

奨学金名 _____ 金額（ 月・年 ） _____ 円

⑤ その他

3 長期休暇の時期（学則に定められているものに限る、過去1年について記載すること。）

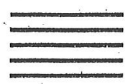
学校名： ミツミネキャリアアカデミー日本語コース

(1) 冬休み	2024 年 12月 21日 ~	2025 年 1月 8日
(2) 春休み	2024 年 3月 23日 ~	2024 年 4月 7日
(3) 夏休み	2024 年 8月 3日 ~	2024 年 8月 18日
(4) 期末休み①	2024 年 6月 25日 ~	2024 年 7月 2日
期末休み②	2024 年 9月 28日 ~	2024 年 10月 9日

以上のとおり、相違ありません。

国籍・地域 _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____
在留カード番号 _____
記入した日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
署 名 _____

A. 預金通帳 (よきんつうちょう)



普通預金 (兼お借入明細)

3

年月日(和暦)	記号	お引き出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残 高(円)
14--2-10			繰越残高	*73,671*
14--2-10	現金	*105 テスワリヨ		*73,566*
14--2-11	現金	*5,000 (221)カート		*68,566*
14--2-11	現金	*105 テスワリヨ		*68,461*
14--2-15	現金	*8,000 (816)カート		*60,461*
14--2-18	振替	ヨキワリツク	*17	*60,478*
14--2-19	現金	*6,000 (816)カート		*54,478*
14--2-21	現金	*5,000 (221)カート		*49,478*
14--2-24	現金	*6,000 カート		*43,478*
14--2-24	現金	*105 テスワリヨ		*43,373*
14--2-27	現金	*23,000 (816)カート		*20,373*
14--3-1	振替	カ ^レ イワカ ^レ	*347,500	*367,873*

↑ (重要) 外国為替 = 外国送金と同じです。

14--3--7	現金	*320,000 (816)カート		*47,873*
14--3-15	現金	*7,800 (693)カート		*40,073*
14--3-18	現金	(816)カート	*60,000	*100,073*
14--3-21	現金	*25,000 (816)カート		*75,073*
14--3-21	現金	*105 テスワリヨ		*74,968*

B. 外国送金到着案内書 (がいこくそうきんとうちゃくあんないしょ)

外国送金到着のご案内

ADVICE OF REMITTANCE

2003 年 3 月 6 日

店番号 259

本書記載のとおり貴殿宛に送金が到着しましたので、ご案内申し上げます。

お受取人 PAYEE	A/C NO.3383427 MITSUMINE CAREER ACADEMY INC			
	お取引銀行 SUMITOMO-MITSUI BANK SHINJUKU SHINTOSHIN BR			
送金人				
連絡事項 MESSAGE	原依頼金額		EX RATE	
	RECV CHG		ご照会番号 OUR REF NO.	30299369
	SEND CHG		送金種類	電信送金
	SEND CHG		手数料負担	お受取人 (SHA)
	SEND CHG			
取組銀行	KOREA EXCHANGE BANK SEOUL (H.O./FOREIGN OP. CENTER)			
依頼銀行				
取組日付	03. 3. 5	取組銀行番号	057-OTT-313493	
送金額	AMOUNT OF REMITTANCE YEN 308,000.-		お支払い方法 ☐ 外貨預金 (当座、普通) ☐ 円預金 (当座、普通)	

三井住友銀行
SHINJUKUNISHIGUCHI BRANCH

学生のみなさんへ

日本語コース・事務局

『不法就労の取り締まり強化』について

『不法就労』に対して、取り締まりが強化されています。

アルバイトをする際は、風俗営業に関わるアルバイトは絶対にしないよう、また、許可された時間を超えてアルバイトをしないよう、下記の内容を正しく理解して、アルバイトをするようにしてください。

また、短期生（短期滞在ビザの学生）は、アルバイトが認められていませんので、アルバイトは絶対にしないようにしてください。

万一、警察に検挙されたり、入管に摘発された場合は、刑罰を受け、強制送還となりますので、そのようなことが決しないように、十分注意してください。

記

1. 次の行為が、不法就労です。

- (1) 資格外活動許可書を取得せずに、アルバイトをすること。
- (2) 許可された時間（留学生は、1週28時間以内。学校の長期休業期間中は、1日8時間以内。）を超過して、アルバイトをすること。
- (3) 風俗営業店およびその関連のアルバイトをすること。
< 次のものは、すべて風俗営業関係のアルバイトとなります。 >
 - ① キャバレー、クラブ、スナック、麻雀屋、パチンコ屋でのアルバイト。
 - ② ファッションヘルスやエステ（出張や派遣も含む）でのアルバイト。
 - ③ 風俗営業関係のチラシ配りのアルバイト。
 - ④ 風俗営業を営む店（例：ラブホテル）での清掃のアルバイト。
 - ⑤ アダルトビデオ S H O P（通信販売も含む）でのアルバイト。

2. 不法就労をした場合の処罰

① 刑罰（罰金）

< 例 >

- 資格外活動許可を受けずに、アルバイトをした場合

罰金 ⇨ 200万円

- 留学生が風俗営業店でアルバイトをした場合

罰金 ⇨ 300万円

⇨ ② 強制送還

- 留学生が罰金を支払うことは、現実には不可能であり、強制送還となります。

以上

平成14年4月

資格外活動許可に関するお知らせ

留学生・就学生の皆様へ

東京入国管理局

従来、留学生・就学生のアルバイトのための資格外活動許可は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」にいう、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動で風俗営業若しくは店舗型性風俗特殊営業が営まれている営業所において行うもの又は無店舗型性風俗特殊営業若しくは映像送信型性風俗特殊営業に従事するもの、を許可の対象外としていましたが、同法が改正され、本年4月1日から施行されたことに伴い、同日以降は、資格外活動許可の対象とならない活動の範囲が次のように変更になりましたので、アルバイトを行う際は十分気をつけてください。

資格外活動許可の対象とならないアルバイト

1 風適法第2条第1項にいう「風俗営業」が営まれている営業所において行う活動

例：客の接待をしている飲食させるキャバレー・スナックなど、店内の照明が10ルクス以下の喫茶店・バーなど、麻雀屋・パチンコ屋・スロットマシン設置業などで行うアルバイト

2 風適法第2条第6項にいう「店舗型性風俗特殊営業」が営まれている営業所において行う活動

例：ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップなどで行うアルバイト

3 風適法第2条第7項にいう「無店舗型性風俗特殊営業」に従事する活動

例：出張・派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ通信販売業などに従事するアルバイト

4 風適法第2条第8項にいう「映像送信型性風俗特殊営業」に従事する活動

例：インターネット上でわいせつな映像を提供する営業などに従事するアルバイト

5 風適法第2条第9項にいう「店舗型電話異性紹介営業」に従事する活動

例：いわゆるテレホンクラブの営業などに従事するアルバイト

6 風適法第2条第10項にいう「無店舗型電話異性紹介営業」に従事する活動

例：いわゆるツーショットダイヤル、伝言ダイヤルの営業などに従事するアルバイト

住居地記載欄		記載者印
届出年月日	住居地	
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄	在留期間更新等許可申請欄	
許可：原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く	在留資格変更許可申請中	

これは犯罪です。気をつけましょう。

これは大丈夫と思っていても、知らないうちに法律違反になって、
警察や入管の摘発を受けることがあります。
アルバイトや日常生活をする上で、十分に注意しましょう。

ビラやティッシュ配り

- 配っている物が、風俗店の宣伝物であれば、資格外活動違反になります。
- アパートやマンションに無断で侵入すると、家宅侵入罪で逮捕されます。
- アルバイト先の会社やお店が、事前に道路の使用許可を取っていない場合、警察の検挙を受けます。アルバイト先に必ず確認をしましょう。

ビルやお店の掃除

- 掃除をしている店が、エステ、バー、スナック、ラブホテル、パチンコ店であれば、掃除をしているだけでも、資格外活動違反になります。
アルバイト先に必ず確認をしましょう。

自転車など放置品の無断使用

- 誰も使っておらず、放置された自転車などであっても、自分のものでないものを勝手に使用すると、窃盗罪や横領罪になります。
- 友達から自転車を買ったり、もらったりした場合は、防犯登録証明書も一緒に受け取るようにしてください。防犯登録証明書がない場合は、誰の名前で防犯登録がされているか必ず確認し、名前を控えておいてください。

身分証明書の貸し借り

- 旅券（パスポート）、在留カード、学生証、国民健康保険証などを他人に貸してはいけません。アルバイト先のお店に渡してもいけません。
貸した物が犯罪に使われた場合、貸した人も罪になります。
- 他人の証明証を借りて使うことも犯罪です。

危険物の持ち歩き

- 刃の長さが6 cm以上のナイフや包丁を正当な理由なしに持ち歩くと、銃刀法違反で検挙の対象になります。
- ピッキングやサムターン回しなど窃盗の道具を持っていると、それだけで逮捕されます。

荷物の受け取り

- 他人の荷物の受取人になることはやめましょう。
荷物の中に、麻薬や偽造クレジットカードが入っていると、受け取っただけで逮捕されます。

刃が 6cm 以上のナイフを理由なく持ち
は センチ いじょう り ゆう も

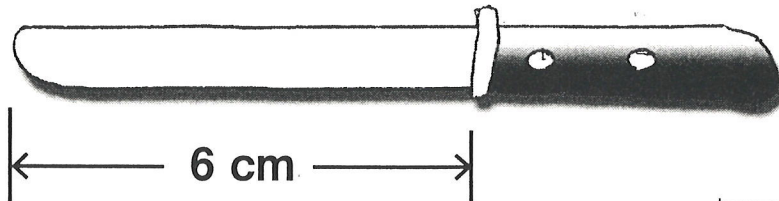
歩いているだけで銃刀法違反
ある じゅうとうほういはん

If you are caught carrying a knife with over 6cm blade, you will be charged the low controlling possession etc. of fire-arms and swords.

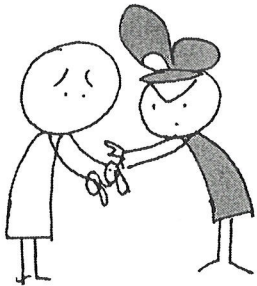
在没有理由的情况下携带刀深 6 厘米以上的刃物外出属于违反枪刀法

칼날이 6cm 이상의 칼을 이유 없이 가지고 다니는 것만으로 총도법 위반

Mang theo dao kéo có độ dài lưỡi trên 6cm là vi phạm pháp luật



(実物大)
じつぶつだい
(Actual size)

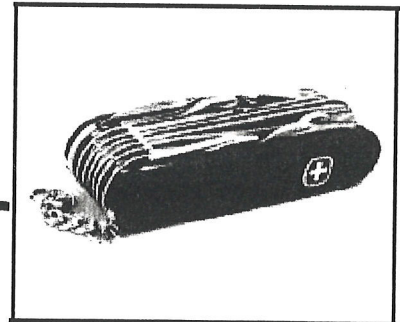
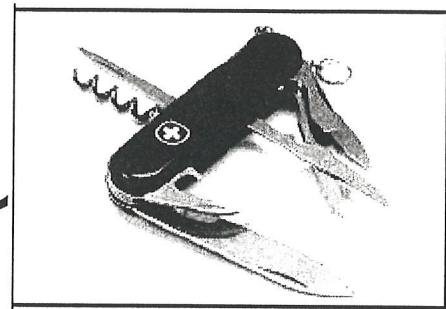


※ アーミーナイフ も銃刀法違反!!
じゅうとうほういはん

Carrying Army Knife is AGAINST the law.

瑞士（軍）刀也違法（違反槍刀法）!!

맥가이버칼 도 총도법 위반!!



Dao nhíp cũng thuộc các loại vật dụng bị cấm mang theo người

注意 学校でナイフなどを使いたいときは、学校のを貸します。

ぜったい じさん
絶対に持参しないでください。

If you need to use a kitchen knife, ask for school equipment.

Never bring a knife or any types of weapons to school.

在校内想用刀子時，請使用學校的刀子。因此自己的刀子，請勿帶到校內。

학교에서 칼 등을 쓰고 싶으면, 학교에 있는 것을 빌려 줄 수 있습니다.

절대로 갖고 오지 마십시오.

Nếu cần sử dụng dao bếp, học sinh có thể hỏi mượn nhà trường

Tuyệt đối không mang đến trường

MCA

留学生の皆様へ

警 視 庁

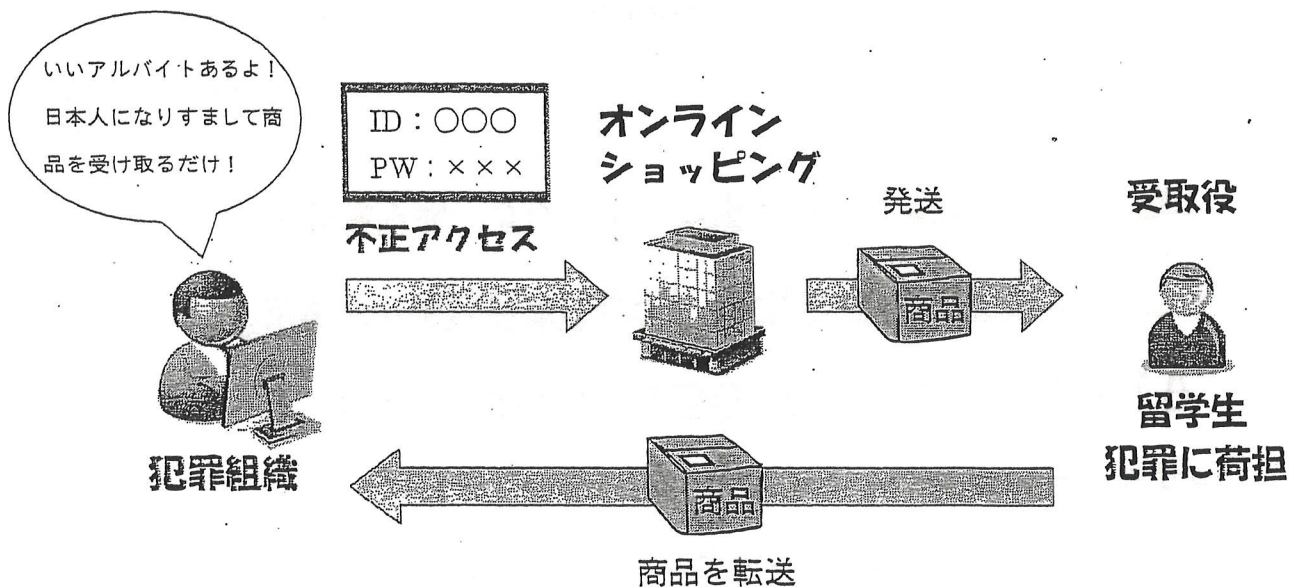
1 留学生がサイバー犯罪に荷担！

平成23年1月以降、外国人犯罪組織によるオンラインショップやインターネットバンキングに係る不正アクセス・詐欺事件が多発しています。

検挙した事件を分析した結果、不正購入した商品の受取役や、不正送金先口座からの現金引き出し役として、留学生がアルバイト感覚で安易に犯罪に荷担していたことが分かりました。

2 犯罪の例

- 商品の受取役：犯罪組織が不正に購入した商品を、留学生が日本人になりすまし、商品受取役として、配達伝票の受取人欄に日本人名を署名し、商品を騙し取るもの。

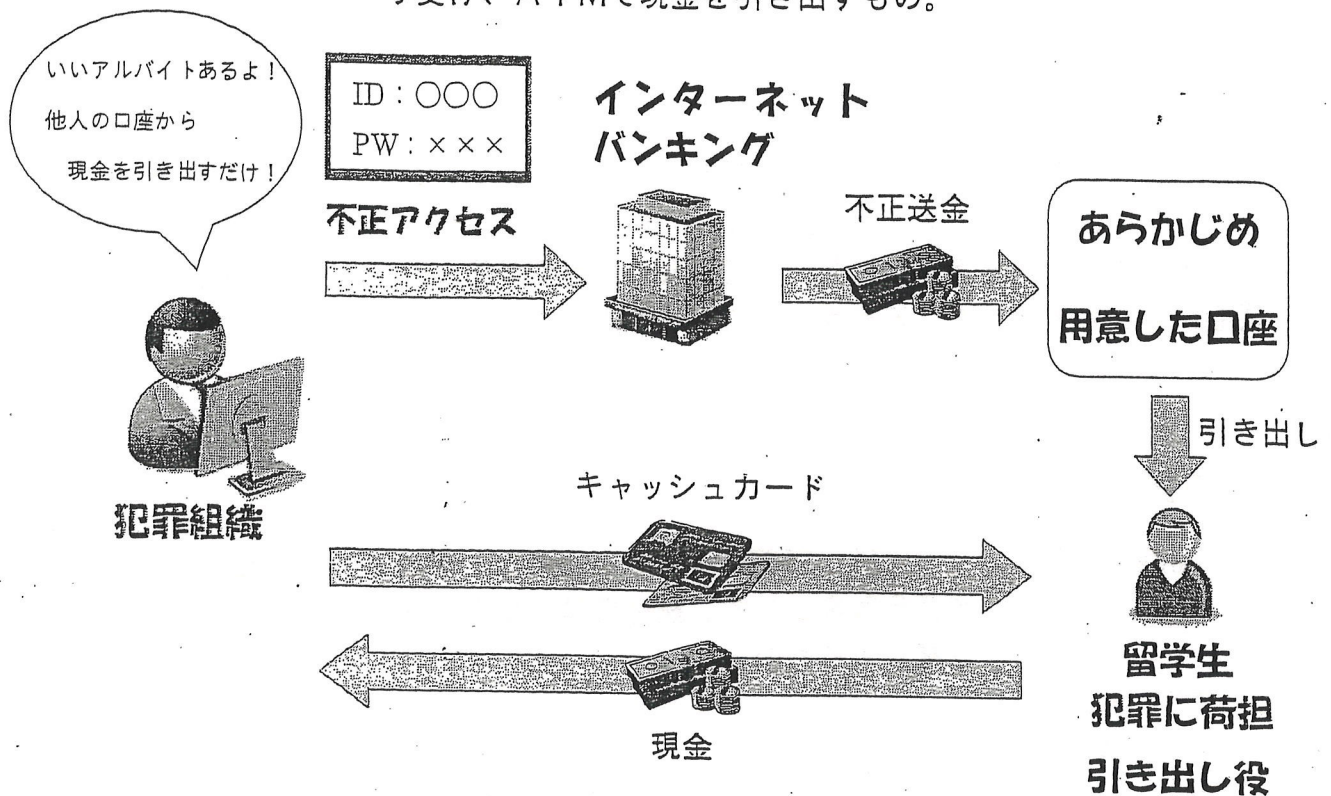


- ・ 日本人になりすまして日本人名を配達伝票に署名（私印偽造）
- ・ 商品を騙し取った詐欺の共犯

裏面に続くよ！



- 現金引き出し役：犯罪組織がインターネットバンキングに不正アクセスし、他人の口座からあらかじめ用意した複数の口座に分散して不正送金し、留学生が現金引き出し役として他人名義のキャッシュカードを譲り受け、ATMで現金を引き出すもの。

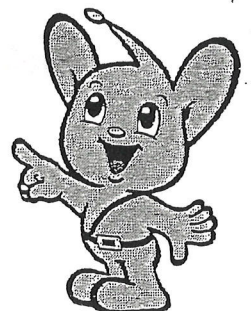


- ・ 他人になりすまして現金を引き出す目的で、他人名義のキャッシュカードを譲り受ける（犯罪収益移転防止法違反）
- ・ ATMで他人名義の口座から現金を引き出す（窃盗）

3 留学生の関与実態

学校や同じ寮の先輩、知人からの勧誘などによりアルバイトを知り、
「おかしい話だと思ったが、割のいいアルバイトだったので引き受けた」
「途中で犯罪だと気付いたが、お金のために止められなかった」
と、安易な気持ちでアルバイトを始め、犯罪に荷担していました。

**甘い話にはご用心！
絶対に応じないようにして
ください。**



(在留カードを売ることは犯罪です)

**It is a crime to sell
your residence card.**

(虚偽の遺失届を出し、再交付を受けることはダメです)

**You must not file a false
lost property report for
a new residence card.**



(警察に逮捕され、強制送還されます)

**You will be arrested
and deported.**

(警視庁)

Metropolitan Police Department

日本で暮らす外国人のみなさん

闇バイトは犯罪です

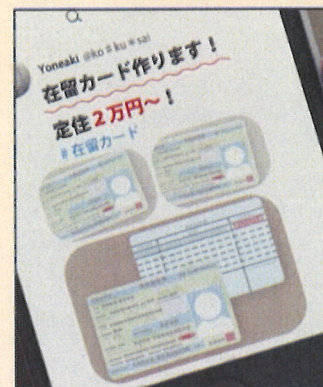
闇バイトとは

× (旧Twitter) やFacebookなどのSNSやインターネット
掲示板などで、**甘い言葉**で募集しています。



甘い言葉 って?

「高収入」「簡単」「みんなやってる」
「買い物するだけ」「荷物を受け取るだけ」
「携帯電話を契約するだけ」



これらも、もちろん犯罪です!

- 偽造の在留カードを作ること
- 通帳やキャッシュカードを売買すること
- 携帯電話を転売目的で契約すること

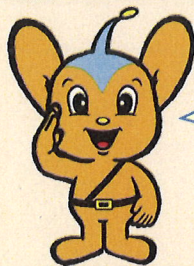
闇バイトを 始めると...

詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯人となっ
てしまいます。
やめたいと思っても脅されてやめられません。



そして必ず逮捕されます。
逮捕された後は、懲役や強制送還、被害者への損害賠
償が待っています。

※罰則
詐欺 懲役10年以下
強盗 懲役5年以上



簡単に、大金を稼げるアルバイトはありません!
甘い誘惑に負けずに、安全・安心に日本で生活しよう!

闇バイトから抜け出せない・・・
そんな時は、今すぐ友人や家族、
警察に相談してください!

警察相談ダイヤル
9 1 1 0
または最寄りの警察署へ

日本で暮らす外国人のみなさん、知っていますか？

これは犯罪です!!

～携帯電話不正契約～

S N Sや友人の紹介等で
「携帯電話を契約して渡せば
お金を支払います」に応募。

自分の名義で
複数台の携帯電話を購入。

契約した携帯電話を渡して
お金をもらう。

携帯電話の料金を請求される。
キャッシュバックされるはず
が、連絡がとれなくなる。
「あっ騙された！」



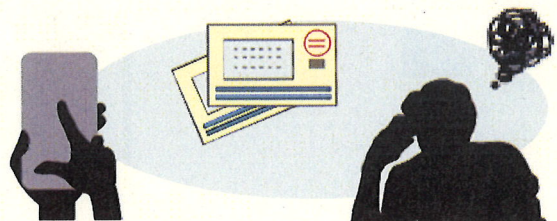
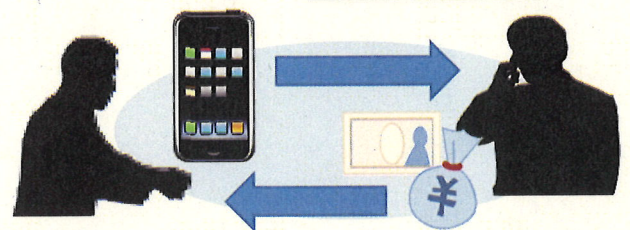
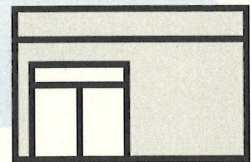
携帯契約代行 |



携帯電話の料金はすべて
キャッシュバックします



携帯電話販売店



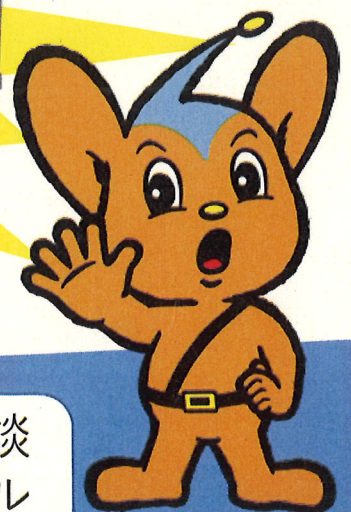
他人に渡すために携帯電話を契約することは、
携帯電話会社に対する

詐欺になります！

さらに、

携帯電話の本体料金や通話料金は、

すべて自分に請求されます！



困った時は一人で悩まず、家族や友人、
最寄りの警察署へ相談してください。

警察相談
ダイヤル

9 1 1 0

警 視 庁

周囲の方々の“**勇気**”が **被害者を救います**

誰か
助けて…

まさか…
ちかん？

声
が出せない…

もし違って
いたら…

痴漢です
助けてください

ちかん
されていませんか？

**この画面を見せて
助けを求める
ことができます。**

**この画面を見せて
助けが必要か
確認できます。**



デジポリス

警視庁防犯アプリ

警視庁新宿警察署



App Store



Google play

街とともに。人とともに
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちよう

MCA 表彰制度について

奨学生表彰

3ヵ月に一度、奨学生を選考し、
6か月間表彰する。

毎月30,000円×6か月＝合計180,000円
の奨学金を、在籍していることを条件に、支給する。
また、毎月90%以上の出席率を維持することを条件とし、月末に出席率を確認の上、翌月初めに奨学金3万円を支給する。90%を下回った月は、支給を停止する。

●選考期間と表彰期間は、次のとおりです。

選考期間	応募期間	発表	表彰期間
4月～9月(春・夏学期)	10月中旬	10月末	10月～3月
7月～12月(夏・秋学期)	1月中旬	1月末	1月～6月
10月～3月(秋・冬学期)	4月中旬	4月末	4月～9月
1月～6月(冬・春学期)	7月中旬	7月末	7月～12月

●応募条件

- ①選考期間の出席率が、95%以上であること。
- ②2学期の間、期末テストの成績および課テストなどの成績が優秀であり、学習態度が他の学生の模範であること。
- ③クラスでの貢献度(こうけんど)が高いこと。
- ④生活態度が、他の学生の模範であること。

●選考方法

上記の応募条件、作文、面接(理事長、校長、事務局長)などを総合して、毎回5名程度を上限に選びます。

皆勤賞表彰

- 学期ごとに、1日も休まず皆勤した学生を表彰し、図書券が贈られる。
[1時限の欠席まで(遅刻・早退の場合は2回まで)は、表彰の対象とする。]
- 連続して皆勤を続けた場合、図書券が加算される。
(1学期は1,000円分、3学期連続の場合は、3,000円分となる。)

出席率表彰

- 入学から修了までの学習期間(1年、1年3ヵ月、1年6ヵ月、1年9ヵ月、2年)における通算出席率が、100%またはそれに準ずる出席率(99.5%以上)の学生を修了日に表彰し、次のとおり学習奨励金を支給する。

学習期間	1年	1年3ヵ月	1年6ヵ月	1年9ヵ月	2年
学習奨励金	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円

成績優秀者表彰

- 期末テストの成績優秀者を表彰し、クラスの最高得点者には、1,000円分の図書券が贈られ、レベル毎の成績優秀者上位3名には、1位3,000円、2位2,000円、3位1,000分の図書券が贈られる。
また、成績優秀者として校内に掲示された非漢字圏の学生を表彰し、1,000円分の図書券が贈られる。
- 入学後、学校申請にてJLPTまたはEJUを受験して成果を上げ、一定の要件(在籍期間や出席率)を充たしている者に際して、3,000円～12,000円の学習奨励金を支給する。

その他の奨学金制度

日本学生支援機構（通称：JASSO）が実施する

留学生学習奨励費給付制度

- 大学・大学院（研究生含む）・短期大学・専修学校（専門課程）の正規生として、1年後に進学を目指す日本語学校の学生の中で、学習態度・生活態度が他の学生の模範であり、経済的に修学が困難である者に対し、4月から翌年3月迄、月額30,000円（年間360,000円）の学習奨励費が支給される制度です。ただし、毎月の出席率が90%以上であることを条件とし、下回った月は支給停止となります。
- MCAからの推薦枠は、昨年実績は3名です。
尚、MCA奨学生に選ばれた者も応募することができますが、この留学生学習奨励費の支給が決定した場合は、MCA奨学生は辞退することになります。
- 応募時期：毎年4月
- 応募資格：
次の要件を満たし、成績については評価係数を算出し、国籍を考慮して推薦します。
 - ① 翌年の春に必ず進学する予定の学生
 - ② 中級Iレベル以上の学生
 - ③ MCAの通算出席率が90%以上であること。
 - ④ MCAの成績が優秀であること。
 - ⑤ 母国の最終学校の成績が優秀であること。
 - ⑥ 母国からの送金が多すぎないこと。
 - ⑦ ゆうちょ銀行（郵便局）の総合口座通帳を持っていること。

私費外国人留学生学習奨励費給付制度

申請年度の翌年度に、大学または短期大学、専修学校（専門課程）の正規生として進学を予定している日本語学校生の中で、成績が優秀であり、かつ経済的援助が必要と認められる者に対し、大学等へ入学した初年度の1年間、月額48,000円の学習奨励費の給付が予約される制度です。

- 応募＆推薦、および給付者決定時期

応募	推薦	給付者決定
1月下旬	2月上旬	3月中

- 応募資格**（MCA奨学生や留学生学習奨励費の受給者も応募可。）
 - ①申請年度に受験した、日本留学試験（日本語、数学、総合科目または理科の3科目）において、成績が優秀な者。
 - ②日本語教育施設（MCA）における、学習成績（出席率90%以上、授業態度等を含む。）が優秀な者。

「李秀賢顕彰奨学会」が実施する

留学生奨学金制度

故人「李秀賢」君の勇気ある行動をたたえ、日本とアジアの架け橋となる留学生を支援・育成するために設立された、李秀賢顕彰奨学会が実施する奨学金制度です。

- 1年に1度、1名を推薦し、選抜された奨学生には月額20,000円の奨学金が5ヵ月間支給されます。ただし、毎月の出席率が90%を下回った場合は、支給停止となります。
- 選考・推薦基準**
MCA奨学生応募者の中から、1名を推薦します。
なお、本奨学金の給付期間中、他の奨学金を受給している場合や受給予定がある場合は推薦できません。
- 奨学金給付期間は、8月～12月の5ヵ月間です。

学生遵守事項

1. 学校内

- ① **学校校内及び敷地内に喫煙場所はありません。全面禁煙です。**
喫煙する方は、学校で勉強する3時間30分の間は、自分の健康のためにも喫煙を自制しましょう。

<全面禁煙について>

2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日より、全面施行されました。

本法律の全面施行に伴い、受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールに変わり、学校建物内における喫煙室の設置及び校内・敷地内での喫煙は、法律で禁止されています。

そのため、校内及び敷地内での喫煙は全面禁止です。

- 1階玄関付近やガソリンスタンド付近、また隣のレンタカー付近や近所の民家前、裏口通路、隣の中華料理店(料麺館)の入り口脇に置いてある灰皿(飲食中のお客様専用灰皿です)付近で絶対に喫煙しないこと。
万一、喫煙を発見した場合は、退学を勧告します。
- トイレや裏階段など校舎内での喫煙を発見した場合も、退学を勧告します。
- 歩行中の喫煙や路上への投げ捨ても厳禁です。
(違反した場合、新宿区の条例により罰金が科せられます。)

- ② 6階のロビー利用に際しては、次の点に注意してください。

- 校内で食事をする場合は、6階のロビーを利用してください。
- 空き缶は放置せず、必ず缶専用ゴミ箱に捨てること。
- 食事をした後の紙袋や容器類は、必ず可燃用ゴミ箱に捨てること。
- 教室で授業を行っている際は、静かに利用すること。
- 電子レンジ、電気ポット、トースター使用の際は、丁寧に使用すること。
- フード自販機は6階<コロナ禍で現在は利用中止>に、冷水器は6階と3階にあります。冷水器利用の際は、マイカップやマイボトルを各自持参して下さい。

- ③ 学校内でのアルコール飲料の摂取は、時間や場所を問わず、禁止です。

- ④ 噛んだガムは、絶対に床や階段に捨てず、必ず可燃用ごみ箱に捨てること。

- ⑤ エレベーター利用の際は速やかに乗り降りし、ボタンを押し続けて、長い間特定の階で、エレベーターを停止させるのは止めましょう。

また、下校時、上に昇るエレベーターに乗ってから1階に降りるのは、やめてください。上層階からエレベーターを利用する方の迷惑となります。

- 下校の際は、エレベーターではなく、階段を利用してください。

- 校舎内移動の際は、階段を利用してください。

- ⑥ エレベーター内および1階ロビー、玄関付近での飲食は禁止です。

- ⑦ A教室わきの避難所や6階のベランダに出るのは禁止です。

- ⑧ 校舎敷地内や学生寮における、布教・伝道・勧誘活動は、一切禁止です。

また、部外者の校内および学生寮への無断立入りも、一切禁止です。

- 部外者の無断立入りや勧誘活動を見かけた場合は、事務局へ連絡すること。

- 迷惑行為や被害を受けた場合は、速やかに学校へ届け出ること。

- ⑨ トイレは、正しくきれいに使いましょう。便座や便器の周りを汚したときは、トイレットペーパーを使用して、自分で汚れを拭き取ってください。

- 洋式トイレは、便器に背を向け、腰を掛けて使用すること。
- 使用後は、必ず水を流すこと。
- 使用したトイレットペーパーは、必ず便器の中に捨て、水で流すこと。
- 備えつけのトイレットペーパー以外は、便器に流さないこと。
(一般的なティッシュペーパーは、水に溶けないので使用禁止です。)

⑩学校内のゴミの分別は、次の２種類です。所定のゴミ箱に捨てましょう。

A. 可燃ゴミ★紙類、生ごみ

★プラスチック製の容器や包装紙

B. ペットボトル、缶、ビン

- 教室にある赤いゴミ箱（小）は、可燃ゴミ用です。掃除当番の人が、ロビーにある可燃用ゴミ箱（大）に捨ててください。
- 自分で使ったペットボトルや空き缶、空き瓶は、ロビーに設置してある『缶、ペットボトル専用ゴミ箱』に各自が直接捨ててください。飲み残しがある場合は、必ず中身を捨ててから、ゴミ箱に捨ててください。
- 教室で燃えないゴミ（例：電球、電池、壊れた傘など）が出た場合は、４階に持参し、不燃用ゴミ箱（茶色ラベル）に捨ててください。

⑪財布や貴重品、携帯電話などの自己管理を徹底してください。教室や休憩所などに、財布や貴重品等を不用意に置かないよう、十分注意してください。

また、トイレ使用時の置き忘れに注意しましょう。

- 校内での財布、貴重品の紛失や盗難について、学校では責任を負えません。
- 忘れ物（落とし物）を見つけた場合は、事務局へ持ってきてください。
他人の忘れ物（落とし物）を使用すると犯罪（窃盗罪や横領罪）になります。
- 忘れ物（落とし物）の保管期間は１か月間とします。１か月を経過した忘れ物（落とし物）は処分しますので、心当たりがある人は早めに事務局に問い合わせてください。

⑫学生への連絡事項

- 『呼び出し表』を受け取ったら、当日、呼び出し表に記載されている時間に、『呼び出し表』持参の上、４階事務局へ来てください。
- 学生宛の郵便物などは、４階事務局カウンター横の掲示板または呼び出し表でお知らせします。
- 学生宛の電話は、原則として取次ぎをしません。呼び出して用件を伝えます。

２． 教室内

学校ではできるだけ日本語で話しましょう。

- ①授業中、母国語の使用は禁止です。
 - ②授業中、携帯電話の使用は禁止です。授業中は電源をOFFにするか、マナーモードに設定してください。
 - ③教室で食事をしたり、ガムを噛んだりするのは禁止です。飲み物は構いません。
 - ④遅刻した場合、授業の妨げにならないよう、静かに入室してください。ドアをノックする必要はありません。
 - ⑤教室内での帽子着用はやめましょう。
 - ⑥掃除当番（週１回）の人は、机の雑巾掛け、床掃除（ゴミ取り）、机と椅子の整頓、可燃用ゴミ箱のゴミ捨てを、分担してきちんとやりましょう。
- 尚コロナ禍の現在は、自分の机は使用前と使用後の２回、各自において、教室入り口にあるペーパータオルとアルコール除菌剤を用いて、拭き取りをしてください。

3. 校内での自習、パソコン利用

- ①校内での自習は、6階のロビーおよび6C教室、7階のロビーおよび小部屋、8階のロビーを利用してください。
※6C教室と7階小部屋は、授業や講師利用を優先しますので、利用できない場合もあります。また、7階小部屋の場所取りや専有使用はできません。
- ②4階にある学生用パソコンを使用する際は、他人の迷惑にならないよう、静かに使用してください。
- ③印刷が必要な場合は、必ず事務局に申し出てください。
印刷代は、1枚10円です。（カラー印刷は1枚20円）
用紙の持ち込み（故紙の使用）は、印刷機故障の原因となりますので禁止です。

4. その他の注意事項

- ①旅券や在留カード、学生証、国民健康保険証を他人に貸し出す行為は絶対にしてはいけません。また、近年では住民票や印鑑証明書を他の人に売って、犯罪に巻き込まれた事案も発生しています。絶対に売買行為はしないでください。
アルバイト先へ資格外活動許可事実を証明する場合は、旅券（許可証印シールが貼付されているページ等）のコピーを提出してください
- ②銀行口座（預金通帳やキャッシュカード）、携帯電話などを他の人にあげたり、売ったりする行為は犯罪です。他人名義のキャッシュカードを譲り受けたり、他人名義の口座から現金を引き出したりする行為は犯罪です。
- ③偽変造のテレホンカードや硬貨を購入したり、使用したりしてはいけません。
- ④万引き行為は犯罪（窃盗罪）ですから、絶対にしてはいけません。除籍処分（強制送還）の対象となります。犯罪防止のため、店舗には監視カメラが設置されています。また、私服警備員がスリや万引き防止のため店内を巡回しています。
- ⑤非合法インターネットカフェへの出入りや遊戯店（パチンコ店やスロット店）での非合法な行為はしてはいけません。警察や入管の取締が強化されています。
- ⑥電車内などでのスリや置き引きには、十分注意してください。
- ⑦飲酒などによる事故や喧嘩など起こさないよう、自制してください。
- ⑧ガソリンスタンド前の車道を横断するのは禁止です。交通量が多く大変危険なうえ、万一、交通事故に遭った際も、過失責任が本人にあるので、医療費負担が多額になります。必ず信号機のある横断歩道を、青信号を確認して、渡りましょう。また1階ガソリンスタンドの敷地内を斜め横断するのも禁止です。
- ⑨自転車で通学する際は、学校近くの駐輪場（例：大久保駅前駐輪場：1時間まで無料。その後5時間ごと100円）を利用してください。周辺の路上や歩道には絶対に放置しないでください。また、裏口通路にも置いてはいけません。
注意)2020年4月1日から自転車に乗る場合、「自転車保険加入」が義務付けられています。さらに2023年4月1日から、自転車を運転する際、ヘルメット着用が努力義務となりました。ヘルメットを着用して安全運転を心掛けて下さい
- ⑩バイク通学は禁止です。万一、バイク通学をして、路上や歩道に置いた場合は、駐車違反となり、高額の罰金を支払うことになります。
- ⑪自転車（左側通行）に乗る場合は、交通事故を起こさないよう、十分注意してください。自動車と同じ道路交通法が適用されますので、道路標識などで指定された歩道を除き、歩道通行はできません。
万一、自動車やバイクとの接触事故等が発生した場合は、すぐに110番に連絡するか、最寄りの交番に連絡し、必ず警察の現場検証（警察による事故調書作成が必要）を受けてください。そして、当日または翌日、事故発生事実を必ず学校に報告してください。その後、学校が仲介して、損害賠償請求等の問題解決にあたります。
- ⑫郵便物が確実に届くよう、自宅の郵便受けに、必ず氏名を記載しましょう。

以上

学生遵守事項Ⅱ

(1) 日本滞在中

- ① 日本の法律を守り、社会ルールに従ってください。
- ② 万が一法律に違反した場合、法律による制裁を受けなければなりません。

(2) 乗車時

- ① 乗車時は他人に迷惑をかけないように心がけましょう。
- ② 電車を待つ時は、ホームの黄色い線の内側に並んで待ちましょう。
- ③ 電車やバスの中では、大きな声で話さないようにしましょう。
- ④ 切符を失くした場合、下りた駅の係員に知らせ、係員の指示に従ってください。
- ⑤ 車内では携帯電話の利用を控え、マナーモードに設定してください。

(3) 歩行時

- ① 日本の交通ルールを守りましょう。
- ② 横断歩道を渡る時は、信号を守りましょう。
- ③ 歩道を大勢で広がって歩行するなど、他人の通行に迷惑をかけることはやめましょう。
- ④ 路上喫煙禁止区域では罰金があります。灰皿がない場所ではタバコを吸ってはいけません。

(4) 通学時

- ① 授業の5分前までに教室に入り、着席して待ちましょう。(遅刻厳禁)
- ② 教室ではルールを守り、授業の妨げになる行為は慎みましょう。
- ③ 下校時は忘れ物をしないように、また他人の物を勝手に持ち帰らないようにしましょう。
- ④ 誠実さは、個人の人間性を表すものですから、そのような言動を心がけましょう。

(5) 授業中

- ① 授業は集中して聞きましょう。
- ② 授業中におしゃべりをしたり、他人の迷惑となるような行為をしないようにしましょう。
- ③ 質問があれば手をあげて聞きましょう。
- ④ 授業中に体調が悪くなった時は、必ず先生に申し出ましょう。

(6) 休憩時間

- ① 騒がしくして、他の人の休憩の邪魔をしないようにしましょう。
- ② 学校のフロア以外や立ち入り禁止場所には、絶対に出入りしないようにしましょう。

(7) その他注意事項

- ① 校内ではお互いに挨拶しましょう。
注意：先生や年長者には「おはよう」ではなく「おはようございます」と。
- ② 貴重品はできるだけ学校に持って来ないようにしましょう。
- ③ 日常生活で困った問題や病気などは、学校に相談してください。
- ④ 自分の行動には自分で責任を持ちましょう。
- ⑤ 学校の器具備品は絶対に持ち帰らないように、また、触れてはいけないものには近づかないようにしましょう。。
- ⑥ 学校の机、壁、トイレ、掲示板、新聞、雑誌などに落書きをしないようにしましょう。
- ⑦ 自分の持ち物には名前を書き、他人の物を絶対に持ち去らないようにしましょう。
- ⑧ 果物ナイフや爆発物など危険なものは絶対に学校に持って来ないでください。

★⑨送信者不明のメールには返信しないように注意してください。。

★⑩記載内容が理解できないまま、契約書等の書類にサインをしないように注意してください。

自分の名前を貸したり、売ったりする行為は、絶対にしないでください。後で自分の知らない多額の金額を請求されることがあります。

(例) 自分では使用しない携帯電話やインターネット回線の契約書へのサイン。

(例) お金を払えば、就労ビザがもらえるといった内容の契約書へのサイン。

以上

アパート契約時の学校保証制度

I. 日本のアパート賃貸契約事情

※アパートを賃貸契約する際は、通常不動産賃貸業の認可を得た不動産屋が仲介に入り、公的な契約書を交わします。物件所有者（大家）と直接賃貸契約をする際は、契約内容に十分注意し、疑問点がある場合は、事務局に相談してください。

※アパートを賃貸契約する際、通常、次のお金が必要になります。

●敷金（大家へ支払うお金、解約時返還あり）	家賃の1～2ヵ月分
●礼金（大家へ支払うお金）	家賃の1～2ヵ月分
●仲介手数料（不動産屋へ支払う）	家賃の1ヵ月分
●前家賃	家賃 1ヵ月分

合計 家賃の4～6ヵ月分

（例．6万円のアパートを借りる場合、契約時に30万円前後のお金が必要。）

II. 『^{れんたいほしょうにん}連帯保証人』 『^{きんきゆうれんらくにん}緊急連絡人』

※アパートの賃貸契約の際、連帯保証人または緊急連絡人が必要になります。

A. 連帯保証人を学校が引き受ける場合 → **学校保証**

- 連帯保証人をお願いできる人が誰もいない場合、学校が引き受けます。
その際、保証金として、3万円を学校が預かります。
- 賃貸契約の際、通常、学校の印鑑証明書（1,000円）が必要です。
- 賃貸契約が満了（または途中解約）した場合、学校へ申し出てください。
家賃等の清算、部屋の明け渡し状況を確認後、保証金を返還します。

B. 緊急連絡人を事務局職員が引き受ける場合

- 最近では、連帯保証人がいない場合、連帯保証人を保証会社に委託して賃貸契約が結べる方法が普及してきました。
- 委託金（返還なし）として、3万～5万円程度を保証会社に支払いますが、
契約の際、緊急連絡人が必要となります。
緊急連絡人をお願いできる人が誰もいない場合、事務局職員が引き受けます。

C. AまたはBの申込み方法と申込み条件について

申込み方法

- 希望者は、4階受付にある申込書に記入し、事務局へ提出してください。

申込み条件

- ①MCA入学後、3ヵ月以上経過しており、申込み時点で在学中であること。
- ②通算出席率が90%以上であり、就学態度が良好であること。
- ③賃貸契約期間は通常2年間であり、初回契約時の2年間に限り、連帯保証人または緊急連絡人を引き受けます。
- ④賃貸契約を更新する際は、連帯保証人または緊急連絡人を変更しなければなりません。

以上

日本で部屋を借りるときの注意点

生活習慣（マナー）や文化、考え方の違いから、家主や近隣などへ迷惑をかけてトラブルを起こしてしまう外国人もいます。以下に、よくあるトラブルの例を挙げます。

1. 家主に無断で家族や友人を同居させてはいけません

日本の賃貸住宅では、契約者以外の人は住むことができません。これは、諸外国と異なる日本の社会習慣の一つです。もし、二人またはそれ以上で住む場合は、必ず契約時からその旨を不動産屋（大家）へ伝えてください。

2. 家主に無断で他人に貸してはいけません

入居後も、親類の人や友人を宿泊させる時は、たとえ短期間でも必ず事前に大家に事情を話し、了承を得てください。外国人をめぐるトラブルで最も多いのが、契約者以外の人に住んでいるという当トラブルです。これも、判明したら即刻退去となってしまうことがあります。

3. 家主に無断で部屋を改造してはいけません

原則として、日本の賃貸住宅は、改造してはいけません。不便な点を変えたい場合は必ず家主と相談してください。万が一無断で改造した場合は、壊したことと同じとなり、高額な費用を支払わなければならない場合があります。

4. ゴミの出し方はルールを守らなければいけません

ゴミをみだりに捨てると処罰されます。市区町村によって決められた場所に決められた方法で出しましょう。近隣トラブルの原因で多いのが、当トラブルです。ゴミの種類によって、出せる曜日や時間帯、出し方などが決まっています。

5. 大きな音を出してはいけません

これも、多くある近隣トラブルです。大きな声を出したり、物音を立てたり、音楽を高音量で聞いていると、隣近所に迷惑となるので、注意しましょう。特に、深夜などは注意が必要です。家族や友達が来て、話し声など騒がしくなってしまう場合は、事前に近隣に説明しておくようにして、できるだけ迷惑のかからないように注意しましょう。

以上

預金通帳の作成について

- 2004年4月から銀行の取扱い方法が変わり、原則として、入国後6ヵ月経過しないと、銀行口座が開設できなくなりました。

↓

- 銀行口座が開設できるまで、次のⅠ～Ⅳを参考にして、現金管理および外国送金の受取りに役立ててください。

Ⅰ. ゆうちょ銀行での預金通帳作成

- ゆうちょ銀行の場合、住所登録を済ませた在留カードと学生証(または入学許可証)があれば、口座開設ができます。

口座開設後、来日の際、持参した現金(残金)を全額預金し、必要に応じてお金を引き出して利用して下さい。

なお、ゆうちょ銀行の場合、海外送金を受ける際、一般銀行に比べて、到着まで日数がかかります。

Ⅱ. C I T Y B A N Kで口座開設

- この銀行は、入国後すぐに口座開設ができ、海外送金も受けられます。

Ⅲ. ウェスタンユニオン国際送金の利用

するがぎんこう

- 国際送金を受ける際、日本の場合は、駿河銀行が代理店業務を行います。
東京支店は、中央区日本橋室町1丁目にあります。
最寄り駅は、地下鉄銀座線または半蔵門線の『三越前』です。

- 国際送金を利用する際、次の2種類の方法があります。

① 口座開設をしない場合<海外送金のみ>

※ 口座を開設しないで、一回毎に海外送金を受ける方法です。

※ 外国人登録証明書の写しを駿河銀行へ送付して登録をすると、入国後すぐにでも海外送金が受けられます。

※ 駿河銀行東京支店へ直接出向いて、お金を受け取ります。

② テレフォンバンキング口座開設をした場合

※ 口座を開設した場合は、普通預金口座と同様に入出金が可能になり、コンビニにあるATM(E-net)を利用して、海外送金の引き出しができます。

※ 口座管理手数料はかからず、また送金受取の際も手数料がかかりません。

また取引明細書は、後日郵送で送られてきます。

Ⅳ. K E B (韓国外換銀行) キャッシュカードの作成

- 三井住友銀行との業務提携により、最寄りの三井住友銀行またはコンビニ(ampmに限る)のATMを利用して、現金の入出金が可能になり、海外送金の引き出しもできます。

以上

1.前提として

- ① 日本に入国後 6 か月未満の外国人は、原則「非居住者」となり、留学生も同様の扱いとなります。ただし、会社員など勤務している外国人は対象外です。
- ②2022 年 5 月 6 日から、外国為替及び外国貿易法に基づく「非居住者」に関連する国内送金については、原則「国際送金」として取り扱われます。
- ③「国際送金」に係る送金手数料は、7, 5 0 0 円程度かかります。
- ④ゆうちょ銀行以外の都市銀行(例:三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行、りそな銀行など)は、原則として入国後 6 か月が経過しないと口座開設ができませんが、例外的に口座開設ができる場合もあります。しかしその際も「非居住者」扱いになり、上記①～③が適用されます。

2.「非居住者」の国内送金(振込)における注意事項

- ①ゆうちょ銀行及び他行の口座への国内送金が、「国際送金」とみなされる主なもの
 - 友人の口座に送金する。(受け取る場合も同じです。)
 - 家賃の振り込みをする。●学校の口座に、学費の振り込みをする。
- ②「国際送金」と見なされない主なもの。
 - アルバイト代を受け取る。●奨学金を受け取る。

3.重要事項

① アルバイトを始めた場合、6 か月を待たずに「非居住者」を「居住者」に変更することが可能です。ゆうちょ銀行に出向き、変更手続きをしてください。

② 入国後6 か月経過した場合は、必ずゆうちょ銀行に出向き、「非居住者」から「居住者」への変更手続きを忘れずに行ってください。この変更手続きをしない場合は、引き続き「非居住者」としての取扱いが続いてしまいますので、くれぐれも注意してください。

③ 在留カードを更新した場合(または住所を変更した場合)は、すみやかに更新後の在留カードを開設したゆうちょ銀行に持参して、貯金窓口に提示してください。または、WEB「ゆうちょ銀行 お客様情報ご申告サイト」から在留カードをアップロードしてください。届け出がない場合は、一時的に口座利用が停止されます。

④ ビザ更新中の場合は在留期間が終わる前に、ゆうちょ銀行に「ビザ更新申請中」であることを、届け出てください。届け出がなく、在留期限が過ぎた場合は、一時的に口座利用が停止されます。

⑤ 完全帰国する際は、口座の解約手続きをしてください。

⑥ 口座(通帳・キャッシュカード)の譲渡や売買は犯罪です。絶対に行わないでください。

以上

MCA銀行口座への送金申込書 Request for overseas remittance 申込日/Date 20 年 月 日

英語氏名/ Name				漢字氏名/ In Chinese Characters			
クラス/Class		がくせいばんごう 学生番号 /Student ID no.	M・S				
送金予定日/ Date of remittance	20 年 月 日 頃 (Around)						
送金 予定者/Remitter	父/ Father ・ 母/ Mother ・ 兄弟姉妹/Brother,Sister ・ その他/Other ()						
英語氏名/ Name				漢字氏名/ In Chinese Characters			
送金の内容/ Purpose	A 学校 (MCA) 関係 / For MCA			B 個人送金 / Private			
	☐ 学費/Tuition Fee () 円)			☐ 生活費/Living Expense () 円)			
	☐ 寮 費 等/Dormitory Fee () 円)			☐ アパート契約金/Apartment Renting Fee () 円)			
	☐ 寮費/Dormitory Fee () 円)			☐ 大学・専門学校への支払い/ Payment for Higher School () 円)			
	☐ 保証金/Deposit Money () 円)						
	☐ 入寮金/Entrance Fee () 円)						
☐ ふとん代/Blanket () 円)							
学校記入欄	受付日	受付者		※B個人送金の金額が50万円以上の場合、本人の日本の銀行口座へ 全額振込み(着金の翌週)となりますので、通帳を用意して下さい。 ※現金渡しは49万円以下です。着金の翌週に呼び出して渡します。			

★★★ 注意事項/NOTE ★★★

- ① 国からMCAの銀行口座に海外送金をしてもらう場合は、必ずこの送金申込書を記入し、事務局へ提出してください。
When you want a remittance from your country to MCA account, you need to fill in request form and submit to MCA office.
- ② 送金申込書が提出されている場合、送金が到着したら、お知らせします。
After you submitting the request, when the money came, we will inform.
● 送金到着日の翌週月曜日に現金を渡します。
送金申込書が提出されていない場合は、現金を渡すのが遅れますので注意してください。
We will pass you the money on the next Mon after arrival date. Note that if you do not submit the request form, it may take more time to pass cash to you.
- ③ 三井住友銀行の送金手数料 (2,500 円) の負担方法は、次のとおりです。
You will be charged for remittance fee (JPY 2,500).
● MCAの学費、寮費の場合⇒ **みなさん** (送金手数料がひかれている場合は、その分を現金で支払っていただきます。)
● 生活費、進学する学校の学費の場合⇒ **みなさん**
● 三井住友銀行以外の送金手数料が発生した場合⇒ **みなさん**

《MCAの銀行口座》

■ 三井住友銀行 新宿西口支店 (SWIFTCODE: SMBCJPJT)
 THE MITSUI-SUMITOMO BANK
 SHINJUKU NISHIGUCHI BRANCH
 銀行住所: 日本国 東京都 新宿区 西新宿 1-7-1
 1-7-1 NISHISHINJUKU, SHINJUKU-KU, TOKYO, JAPAN

■ 預金種類/ Ordinary Account (普通預金)
 ■ 口座番号/ 3383427
 ■ 口座名義/ ミツミネキャリアアカデミー株式会社
 MITSUMINE CAREER ACADEMY INC.
 ■ 学校住所/ 日本国 東京都 新宿区 北新宿 4-1-1
 4-1-1 KITASHINJUKU, SHINJUKU-KU, TOKYO, JAPAN

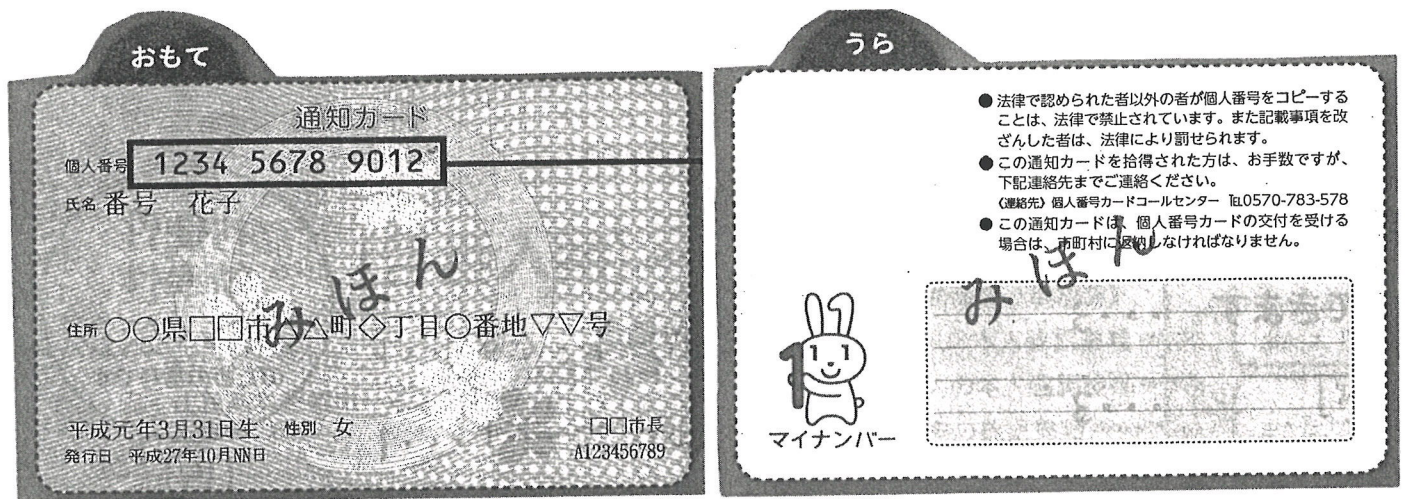
送金時メモ Memo

- ・ 氏名 Name (Ex: CHEN SANFENG)
- ・ 学生番号 Student No.(Ex:1804****)
- ・ 用途 Purpose (Ex:TUITION)

マイナンバー制度

1. マイナンバー(個人番号)の付番

- マイナンバー(個人番号)は住民登録時に個人に付番され、後日『通知カード』が簡易書留により、郵送されます。
- この『通知カード』は、マイナンバーを証明する書類として利用することができ、身分証明書として利用することはできません。



2. 『個人番号カード』の申請について

- 通知カードが届いた際に、個人番号カードの交付申請書(返信用封筒付)とマイナンバーについての説明書類が同封されています。
- 個人番号カードの交付を希望する人は、交付申請書を作成して、返信用封筒で郵送してください。
- 個人番号カードは、身分証明書として利用できます。



3. マイナンバーの利用

●マイナンバーは、各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。これにより、国の行政機関における情報連携が可能になる予定です。その第一歩として、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーの利用が始まります。

●留学生のみなさんが、マイナンバーを報告・提示する主な場面

①区役所⇒国民健康保険に関する手続き時など。

②勤務先(アルバイト先)⇒年末調整を行う時や源泉徴収票の作成時など。

4. マイナンバーカードの有効期限について

●留学生に交付されているマイナンバーカードの有効期限は、カード発行時点で在留期間満了日までとなっています。従って、在留期間満了までに延長手続きをしないとカードは失効し、再発行には手数料がかかります。そのため、

①有効期限前に在留期間更新申請が終了し、新しい在留カードを持っている場合、マイナンバーカードと新しい在留カードを持って、区役所へ行き、有効期限の更新をしてください。

②在留カードの在留期間満了日前に、在留期間更新許可申請(ビザ更新申請)をしたが、マイナンバーカードの有効期限までに許可が下りない場合、許可が下りるまで特例で2か月間マイナンバーカードの有効期限を延長することができます。その場合は、マイナンバーカードと在留期間更新許可申請中のスタンプが押してある在留カードを持って区役所へ行き、特例期間の更新をしてください。そして、新しい在留カードを取得したら、再度区役所へ行き、マイナンバーカードの有効期限を新しい在留カードの在留期限まで更新してください。

③マイナンバーカードの有効期限が切れている場合は、特例延長はできませんので、注意してください。

5. 注意事項

①勤務先(アルバイト雇用会社)が、アルバイト社員の所得金額や税金を行政機関に申告・納付する際に、みなさんのマイナンバーが利用されます。そのため、複数の会社でアルバイトをしている場合は、マイナンバーにより、労働時間や所得金額に関する情報を、集約して把握することが可能になります。そして、不法就労(アルバイト時間の超過)に関する情報を容易に収集できますので、十分注意が必要です。

②マイナンバーをむやみに他人に教えないでください。

マイナンバーは、上記 3.で説明した機関において、法律や条例で定められた手続きにのみ、報告や提示が求められるものです。一般の店舗やインターネットサイトなどの入会登録等でマイナンバーを聞かれても、絶対に教えないように注意してください。

③国や区役所から電話でマイナンバーを聞くことはありません。電話でマイナンバーを聞かれても即答せず、近くの警察署に連絡してください。

以上

MCA ミツミネキャリアアカデミー日本語コース

2025年度 スケジュール

(2025. 2)

[春学期]	2025年	4月 1日 (火)	プレイスメントテスト
		4月 2日 (水)	プレイスメントテスト
		4月 4日 (金)	入学式&オリエンテーション
		4月 7日 (月)	授業開始
		4月26日 (土)~5月6日 (火・休日)	ゴールデンウィーク休み
		5月14日 (水)	課外授業
		6月授業終了日の約1週間前	期末テスト
		6月15日 (日)	第1回日本留学試験 (EJU)
		6月24日 (火)	授業終了

授業日：50日

6月25日 (水) ~ 7月6日 (日) 期末休み

[夏学期]		7月 1日 (火)	プレイスメントテスト
		7月 2日 (水)	プレイスメントテスト
		7月 4日 (金)	入学式&オリエンテーション
		7月 6日 (日)	第1回日本語能力試験 (JLPT)
		7月 7日 (月)	授業開始
		7月26日 (土)	卒業生茶話会 (OB懇親会)
		8月 8日 (金) ~ 8月18日 (月)	夏休み
		9月授業終了日の約1週間前	期末テスト
		9月26日 (金)	授業終了

授業日：50日

9月27日 (土) ~ 10月 7日 (火) 期末休み

[秋学期]		10月 2日 (木)	プレイスメントテスト
		10月 3日 (金)	プレイスメントテスト
		10月 7日 (火)	入学式&オリエンテーション
		10月 8日 (水)	授業開始
		10月31日 (金)	課外授業
		11月 9日 (日)	第2回日本留学試験 (EJU)
		12月 7日 (日)	第2回日本語能力試験 (JLPT)
		12月授業終了日の約1週間前	期末テスト
		12月19日 (金)	授業終了

授業日：50日

12月20日 (土) ~ 1月 7日 (水) 冬休み

[冬学期]	2026年	1月 7日 (水)	オリエンテーション
		1月 8日 (木)	授業開始
		2月~3月	課外授業(クラス別)
		3月 上旬	卒業試験 (2026年3月卒業生対象)
		3月 13日 (金)	卒業式 (2026年3月卒業生対象) (卒業クラス以外は休校)
		3月授業終了日の約1週間前	期末テスト
		3月25日 (水)	授業終了

授業日：50日

3月26日 (木) ~ 4月6日 (月) 春休み

※諸事情により、行事実施日が変更または中止になる場合があります。